

民生委員制度創設100周年 活動強化方策

～人びとの笑顔、安全、安心のために～



支えあう 住みよい社会 地域から

平成29年7月

全国民生委員児童委員連合会

民生委員児童委員信条

一、わたしたちは隣人愛をもつて
社会福祉の増進に努めます

一、わたしたちは常に地域社会の
実情を把握することに努めます

一、わたしたちは誠意をもつてあらゆる
生活の相談に応じ自立の援助に努めます

一、わたしたちはすべての人と協力し
明朗で健全な地域社会づくりに努めます

一、わたしたちは常に公正を旨とし
人格と識見の向上に努めます

はじめに

本年、民生委員制度は創設 100 周年という大きな節目を迎えました。

大正 6 年、岡山県で創設された済世顧問制度、その翌年、大阪府で創設された方面委員制度に遡る民生委員制度 100 年の歴史は、地域にあって、常に人びとに寄り添い、献身的な活動を続けてきた数多の先達の努力の歴史でもあります。

今日、少子・高齢化の進行や人間関係の希薄化などを背景に、社会や家族の姿は大きく変化しています。人びとが直面する生活課題、福祉課題も多様化・深刻化しており、そのなかにあって民生委員・児童委員に期待される役割は一層大きなものとなっています。

しかし、こうした期待の高まりは一方で民生委員・児童委員の負担拡大にもつながっており、その活動環境整備とともに新たな担い手確保は全国的な課題となっています。

こうしたなかで迎えた 100 周年にあたり、本会では、全国の民生委員・児童委員および民児協関係者がめざすべき今後の活動の方向性について検討を重ね、ここに「100 周年活動強化方策」を策定しました。本会では、昭和 42 年の制度創設 50 周年以後、10 年ごとに「活動強化方策」を策定し、向こう 10 年間の委員活動、民児協活動の方向性を示してきました。今回の「100 周年方策」は、100 周年という大きな節目にあたっての方策として、より長期の視点にたって幅広い検討を行ないました。

具体的には、100 周年にあたって設置した「これからの民生委員・児童委員制度や活動のあり方に関する検討委員会」での議論をもとに、100 年間の総括、民生委員・児童委員制度の現状と課題、さらには社会福祉の動向等を踏まえ、今後の活動の重点を提示しました。重点は3項目とし、「地域のつながり、地域力の強化」、「さまざまな課題を抱えた人びとの支援」、「民生委員・児童委員制度を守り、発展させていく」こととしました。

加えて、今回の方策では、地域版の「活動強化方策」の策定を提案しています。今日、地域の姿はそれぞれに異なり、人びとが直面する課題も異なる現実があります。そのなかにあっては、ここにお示した全国共通の方針や提案を踏まえつつ、都道府県・指定都市、また市区町村それぞれに地域の実情を踏まえた「わがまちならでは」の方策を策定していただくことにより、効果的な活動が進められると考えたからです。

制度創設 100 周年を迎えた今、民生委員制度がさらなる人びとの理解と信頼を得て、確固たるものとして将来にわたり引き継がれていくよう、私たちは先達の思いを受け継ぎ、全国の委員がその力を合わせ、さらなる取り組みを進めていくことが大切であると考えます。この「100 周年活動強化方策」のもと、本会としても引き続き全国の皆様とともに進んでまいりたいと考えておりますので、なお一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

平成 29 年 7 月

全国民生委員児童委員連合会 会長 得能 金市

目 次

100 周年活動強化方策の概要	i
I. 民生委員制度創設 100 周年を迎えて～守り続けていくべきもの	1
1. 民生委員・児童委員が果たしてきた役割	1
2. これからも守り続けていくべきもの	3
II. 民生委員・児童委員活動の現状と課題	4
1. 民生委員・児童委員の現状とその活動	4
2. 「90 周年活動強化方策」の取り組みと成果～この 10 年を振り返って	10
III. 民生委員・児童委員活動を取り巻く環境の変化	13
1. 地域社会の変化と住民の抱える課題の多様化	13
2. 社会福祉制度・施策の動向	16
IV. 民生委員・児童委員活動の重点～「100 周年活動強化方策」	19
1. 民生委員・児童委員活動に期待されているもの	19
2. 今後の活動の重点～「100 周年活動強化方策」	21
重点 1 地域のつながり、地域の力を高めるために	22
(1) 自治会・町内会活動と民生委員・児童委員活動との連携強化	22
(2) 「一声運動」「挨拶運動」などを通じたつながりの強化	23
(3) 住民同士が支え合える仕組みづくりへの協力	23
(4) 子育てを応援する地域づくりの推進	24
重点 2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために	25
(1) 積極的な訪問活動を通じた住民との関係づくりの推進	25
(2) 出張相談会等を通じて相談の「入り口」を広げる	25
(3) 住民の代弁者としての意見具申、提言活動の強化	26
(4) 社会福祉協議会との一層の連携・協働	27
(5) 社会福祉法人・福祉施設との積極的連携	27
(6) 共同募金への協力と民児協活動での活用	28
重点 3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために	29
(1) 単位民児協の機能強化による民生委員・児童委員への支援	29
(2) 都道府県・指定都市民児協による委員支援	31
(3) 民生委員・児童委員候補者の選任方法の多様化	32
(4) 地域住民への積極的な PR 活動の展開	32
「100 周年活動強化方策」に基づく取り組みを進めていくために	33
～地域版の「活動強化方策」を作成しましょう～	
参考資料	34
1. これまでの活動強化方策の概要	34
2. 民生委員・児童委員の活動件数等の推移（平成 18 年度～27 年度）	36
3. 民生委員法、児童福祉法、児童委員の活動要領（抜粋）	42

「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」の概要 ～人びとの笑顔、安全、安心のために～

全国民生委員児童委員連合会

1. 「活動強化方策」について

- ・ 全国民生委員児童委員連合会（全民児連）では、民生委員制度創設 50 周年（昭和 42 年）以後、10 年ごとに、向こう 10 年間の全国の委員活動や民児協活動の基本的方向性や重点課題等を示してきました。これが「活動強化方策」です。
- ・ 全国の関係者がこの「活動強化方策」を意識し、組織的な活動を全国で展開することで、社会的な課題への対応をはじめ、効果的な活動につながってきました。

2. 100 周年活動強化方策について

- ・ 今回の方策は、制度創設 100 周年に際しての方策であることから、①この 100 年間の活動の総括、②民生委員・児童委員制度の現状と課題、③社会福祉の動向、の整理のうえにたって、④今後の活動の重点、を示しています。
- ・ 検討にあたっては、昨年 11 月の全民児連「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会」中間報告の内容を踏まえています。
- ・ 今回方策の取り組み期間は、次期方策策定までの向こう 10 年間を基本としますが、内容的にはより長期的な視点から取りまとめています。

3. 構成について

- ・ 100 周年活動強化方策（以下、「100 周年方策」）は 4 部構成となっています。
第Ⅰ部 民生委員制度創設 100 周年を迎えて～守り続けていくべきもの
第Ⅱ部 民生委員・児童委員活動の現状と課題
第Ⅲ部 民生委員・児童委員活動を取り巻く環境の変化
第Ⅳ部 民生委員・児童委員活動の重点～「100 周年活動強化方策」
- ・ 第Ⅰ部から第Ⅲ部は、制度創設 100 周年にあたり、全国の関係者が自らの活動を考える際に、あらためて意識すべき民生委員・児童委員としての基本や、委員活動、民児協活動を取り巻く情勢を整理しています。
- ・ そのうえにたって、狭義の活動強化方策ともいうべき第Ⅳ部において、民生委員・児童委員活動、また民児協活動の今後の重点を示しています。

4. 「地域版 活動強化方策」策定の提案

- ・ 今日、地域の状況はそれぞれに異なり、住民が直面する課題も地域それぞれに異なります。今回提示の 100 周年方策は全国共通の基本的方針等を示したものといえます。それゆえ、地域の実情を踏まえ、具体的な取り組み課題や実現目標を盛り込んだ「地域版 活動強化方策」を都道府県・指定都市、市区町村ごとに策定し、それに基づく取り組みを進めることが、より効果的な取り組みにつながります。

5. 主な内容について

- ・ 100 周年方策の主な内容は以下のとおりです。

第Ⅰ部 民生委員制度創設 100 周年を迎えて～守り続けていくべきもの

1. 民生委員・児童委員が果たしてきた役割

- ・ 方面委員時代より民生委員の本質は住民の「良き隣人」であったこと。住民に寄り添い、住民目線に立った活動を行ってきたからこそ住民の信頼を得ることができた。
- ・ この 100 年間、民生委員が果たしてきた役割として以下の 5 つがあげられる。
 - ①常に住民の身近な相談相手、見守り役であったこと
 - ②行政の協力者として福祉制度を効果的に機能させるつなぎ役であったこと
 - ③社協や共同募金など民間社会福祉活動の中核であり、推進者であったこと
 - ④住民や地域課題の可視化と住民の代弁者としての提言を行ってきたこと
 - ⑤時代に先駆け、時々の福祉課題の解決に自ら取り組んできたこと

2. これからも守り続けていくべきこと

- ・ なにより大切なのは 1 人ひとりの委員の心であり、活動の姿勢やそのあり方（「奉仕性や隣人愛」、「住民との信頼関係」、「住民視点の活動」、「基本的人権の尊重」など）。
- ・ これらを示した「民生委員児童委員信条」をこれからも守り続けていくことが大切。

第Ⅱ部 民生委員・児童委員活動の現状と課題

1. 民生委員・児童委員の現状とその活動

- ・ 委員の現状では、欠員の拡大、年齢の上昇と在任期間の短縮化等が顕著。
 - ※ 50 歳代委員 12.5% に対し 70 歳代委員が 30.5%、全体の 2/3 が 2 期目までの委員。
- ・ 活動内容では、「相談・支援件数」減少の一方で「自主活動」が増加。
- ・ なかでも「日常的な支援」は 10 年で 2 割増加。公的な支援では対応できない住民の生活課題への対応が増加。活動日数も 10 年前に比較し 1 割近く増加。
- ・ 主任児童委員では、サロン活動等への協力、学校等との連絡・調整回数等が拡大。
- ・ 委員の意識では、活動上の「悩み、苦労」として、住民のプライバシー尊重とのバランスや自治体からの個人情報提供の不足が上位にあげられている。

2. 「90 周年活動強化方策」の取り組みと成果～この 10 年を振り返って

- ・ 90 周年方策では、孤立、虐待、災害時要援護者支援等、個別の課題への対応を強化すべく「行動宣言」として掲げたが、とくに災害時要援護者支援への取り組みが顕著。この背景には東日本大震災等、自然災害が相次いだことが考えられる。
- ・ また孤立死防止の見守りネットワーク作りを通じて幅広い関係者との連携も促進。

第Ⅲ部 民生委員・児童委員活動を取り巻く環境変化

1. 地域社会の変化と住民の抱える課題の多様化

- ・ 現在、地域では高齢化や人口減少、人間関係の希薄化、生活基盤の弱体化、認知症高齢者の増加等を背景に、住民課題の多様化や複合化（「8050 問題」や「ダブルケア」等）が進行。また自然災害への備えも急務となっている。

2. 社会福祉制度・施策の動向

- ・ 近年、地域包括ケアシステム構築や生活困窮者自立支援制度施行、子ども・子育て支援新制度施行、子どもの貧困対策、障害者差別解消法施行等が相次いでいる。
- ・ 現在、国では「我が事・丸ごと」の理念に基づく「地域共生社会」実現を推進。住民の地域参加や支え合い、また分野を超えた包括的、総合的支援を重視。

第Ⅳ部 民生委員・児童委員活動の重点～「100周年活動強化方策」

1. 民生委員・児童委員活動に期待されているもの

- ・ これからの活動に期待されるものとして、以下のような点があげられる。
 - ①変わらぬ住民の身近な相談相手、見守り役としての活動
 - ②地域の福祉課題を明らかにしていくこと
 - ③児童委員であることを意識した活動
 - ④多様な関係者をつなぐ「結節点（ハブ）」となること
 - ⑤住民や地域の代弁者としての積極的な意見具申、提言
 - ⑥地域づくりの担い手となること
- ・ 活動においては、民生委員・児童委員は専門職ではなく、行政や専門機関等への「つなぎ役」であることをあらためて意識することが大切。

2. 今後の活動の重点～「100周年活動強化方策」

重点1 地域をつなぎ、地域の力を高めるために

誰もが孤立せず、地域のなかで笑顔で生活を送ることができるようにするためには、希薄化しがちな人と人とのつながりを強化し、地域の力によって誰もが支えあえる社会を創っていくことが大切。そのため、これまで以上に地域の幅広い関係者と連携し、人びとに働きかけ、「わがまちならでは」の仕組みづくり、取り組みを進める。

【具体的取り組み例】

- 自治会・町内会活動と民生委員・児童委員活動との連携強化
- 「一声運動」「挨拶運動」などを通じたつながりの強化
- 子育てを応援する地域づくりの推進

重点2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために

さまざまな課題を抱えながら、助けを求める「声を出せない人」、「声を出さない人」が少なくない。こうした人びとを早期に適切な支援につなげるために、幅広い人びとと連携・協働し、「気になる人」を早期に把握する。

また地域において必要な支援やサービスについて、民生委員・児童委員だからこそ可能な提案、提言を積極的に行なう。

【具体的取り組み例】

- 積極的な訪問活動を通じた住民との関係づくりの推進
- 出張相談会等を通じて相談の「入り口」を広げる
- 住民の代弁者としての意見具申、提言機能の強化
- 社会福祉法人・福祉施設との積極的連携

重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために

現在、民生委員・児童委員制度は、なり手不足、住民の認知度低下等、種々の課題に直面している。こうした課題を解決し、民生委員・児童委員制度をさらに発展させていくために、民児協による委員支援機能を強化するとともに、地域の人びとの理解を進め、なり手確保の「すそ野」を広げる。

【具体的取り組み例】

- 単位民児協の機能強化による民生委員・児童委員への支援
- 都道府県・指定都市民児協による委員支援（専門研修実施等）
- 民生委員・児童委員候補者の選任方法の多様化
- 地域住民への積極的なPR活動の展開

◎民生委員・児童委員活動 新スローガン

「支えあう 住みよい社会 地域から」



民生委員制度創設 100 周年を迎えて ～守り続けていくべきもの

民生委員制度は、本年（平成 29（2017）年）、その源である岡山県の済世顧問制度創設（大正 6（1917）年）から 100 周年という大きな節目を迎えました。

1 民生委員・児童委員が果たしてきた役割

- この 100 年、わが国の社会は大きく変化してきました。しかし、そのなかにあっても、無報酬の奉仕者である方面委員、民生委員は、それぞれの時代において大きな役割を果たし、今日に至りました。そしてそれを可能としたのは、数え切れない先達の思いや使命感、そしてさまざまな困難に立ち向かう情熱があったからこそといえます。
- 同時に、方面委員、民生委員の側だけでなく、社会そのものがこの委員制度を必要としてきたからともいえるでしょう。

（1）民生委員・児童委員が果たしてきた 5 つの役割

- この 100 年を振り返ると、方面委員の時代以来、民生委員が果たしてきた役割として、大きく以下の点を挙げることができます。そして、このことは、これからも変わらぬ委員活動の基本であるべきものです。

民生委員・児童委員が果たしてきた役割

- ①常に地域住民の身近な相談相手、見守り役であったこと
- ②行政の協力者として福祉制度を効果的に機能させるつなぎ役であったこと
- ③社協や共同募金など民間社会福祉活動の中核であり、推進者であったこと
- ④住民や地域課題の可視化と住民の代弁者としての提言を行ってきたこと
- ⑤時代に先駆け、時々の福祉課題の解決に自ら取り組んできたこと

- 民生委員・児童委員（以下、「民生委員」）の本質は、「良き隣人」であることといえます。すなわち、同じ地域に住む者として、住民に寄り添い、住民目線に立った活動を行なうからこそ、住民に信頼され、地域に安心感を与える存在であったと考えます。
- 時代とともに社会福祉諸制度も充実してきましたが、今日においても、支援を求める「声を出せない人」、「声を出さない人」が数多く存在しています。自ら地域を歩き、訪問活動をその基本におく民生委員だからこそ、こうした人びとを発見し、公的な福祉制度につなぐことができたともいえます。また生活を支援するサービスがあっても、それを知らない人も少なくありません。民生委員が「つなぎ役」となることで、その利用につながることもできたといえます。

- 地域にある見えづらい課題を明らかにする（「見える化」する）民生委員の働きは、住民の代弁者としての行政への意見具申やさまざまな関係者への提言活動とあわせて、わが国社会福祉諸制度の充実にも大きく貢献してきました。とくに全国の民生委員が地域を注視する「モニター」として実施した各種調査（モニター調査）の結果は、人びとが直面している課題を明らかにし、在宅福祉サービスや地域の支え合いの仕組みづくりに大きな役割を果たしてきました。

注）一例をあげれば、わが国において在宅のねたき高齢者の実情を初めて明らかにしたのは、昭和 43 年の民生委員による全国調査であり、その後の在宅福祉サービスの充実にもつながりました。

- また、民生委員は意見具申や提言を行なうだけでなく、全国にあまねく存在するその組織力を活かし、その時々には顕在化した課題解決に向けて、自ら取り組んできました。

注）同様に一例をあげれば、今日課題となっている高齢者の孤立死について、民生委員はすでに昭和 40 年代末に全国的な調査を実施し、その結果を踏まえ、「孤独死老人ゼロ運動」を社協と共に展開したのでした。

（2）民生委員・児童委員を支えた「思い」

- 奉仕者＝ボランティアでありながら、多様な役割を担い、地域に安心感をもたらしてきた民生委員を支えたものとして、以下のような「思い」があげられます。

①隣人としての思いやり（良き隣人として）

- ・ 民生委員は、地域にあって、困っている人、悩み事や心配事を抱えている人に共感し、「他者の事」を「自らの事」と思える心を持ち続けてきました。「隣人としての思いやり」であり、それこそが委員活動の根底にあるものです。

②人びとの抱える課題の解決を自らの喜びとを感じる心

- ・ 全国の民生委員に対する意識調査において、委員活動の「やりがい、達成感を感じる時」として多く指摘されるのが、「支援した人に喜ばれた時」であり「その人の課題が解決した時」です。
- ・ 民生委員としての誇り、自負はもちろんです。課題を抱えた人に寄り添い、その解決が図られた際の喜び、充実感は何ものにも代えられるものではないとの思いは、かつて方面委員制度を創設した林市蔵氏が繰り返し語った「無報酬の報酬」に通じるものであり、今日まで受け継がれてきたものです。

③「方面」委員、「民生」委員の名に込められた意味や思いへの理解

- ・ 民生委員の前身である方面委員の「方面」とは、「地域」という意味です。方面委員以来、民生委員はそれぞれが担当区域を基盤に活動をしてきました。そうした地域への思いが、人びととの信頼や絆につながってきたといえます。
- ・ また、民生委員の「民生」には、「国民の生活、生計」という意味があります。「民生委員」の名は、そうした国民の生活・生計の向上を担う存在との思いが込められており、それが委員の「誇り」や「使命感」につながっています。

2 これからも守り続けていくべきもの

- 100周年という大きな節目を迎えた今、民生委員制度は、たとえば新たな担い手の不足、活動の多様化のなかでの委員負担の拡大、住民との関係づくりの難しさ等、さまざまな課題に向き合っています。
- また、地域社会の姿が大きく変わりつつある今日、民生委員の活動環境も変化しています。そうしたなかにあっても、民生委員としての活動のあり方も時代に応じた変化が求められることは避けられず、また良い意味で変化していくべきものと考えます。
- しかし、そうしたなかにあっても、変わってはならないものもあります。わが国の誇るべき財産といえるこの民生委員制度を、これからも守り、長く引き継いでいくためにも、多くの先達が守り続けてきたものをあらためて意識することが大切です。
- 守り続けていくべきこととして、住民との信頼関係の前提となっている守秘義務や委員の誇りでもある厚生労働大臣からの委嘱、児童委員の兼務といった制度的なこともあります。なにより大切なのは、1人ひとりの委員の心であり、活動の姿勢やそのあり方だと考えられます。具体的には、以下のような点です。

①奉仕性、隣人愛

- ・ 民生委員は地域のために貢献したいという奉仕性あつてのもの
- ・ その活動は同じ地域住民としての隣人愛に基づくもの

②住民との信頼関係

- ・ 自ら地域を歩き、その実情を把握する
- ・ 住民と「顔と顔を合わせる」ことで信頼関係をつくる
- ・ 一時的ではなく、継続的な住民との関係づくりを重視する
- ・ 住民の基本的な人権を尊重する

③住民視点の活動

- ・ 自らも地域住民の一員として、住民視点にたつて活動を行なう
- ・ 住民に寄り添い、相談相手となり、支援へのつなぎ役となる
- ・ 住民の代弁者となり、住民視点での提言、意見具申を行なう

- これらのことは、昭和26年の制定以来、長きにわたり、すべての民生委員の座右の銘となってきた「民生委員児童委員信条」に多くが示されています。全国の委員がこの「信条」を守り、それに基づく活動を続けていくことが、人びとの信頼を維持し、民生委員制度を今後とも守り続けていくことにつながると考えます。

注) 制度創設50周年以後の「活動強化方策」において示された民生委員・児童委員の「基本的性格」(自主性、奉仕性、地域性)、「活動の原則」(住民性、継続性、包括・総合性)についても、今後とも十分意識することが大切です。

また、民生委員・児童委員の「基本姿勢」にも示されている「基本的人権の尊重」(民生委員法第15条)は、委員活動に不可欠な住民との信頼関係の基盤をなすものであり、すべての委員が常に意識することが大切です。



Ⅱ 民生委員・児童委員活動の現状と課題

ここでは、民生委員・児童委員の現状、および民生委員・児童委員活動や単位民児協活動の現状と課題を踏まえつつ、平成 19 年に策定された「90 周年活動強化方策」に関する取り組み状況について整理します。

1 民生委員・児童委員の現状とその活動

(1) 民生委員・児童委員の現状

① 欠員の拡大

- ・ 高齢化の進行や課題を抱える住民の増加等に対応して、全国の委員数は毎年着実に増加を続け、平成 27 年度末（28 年 3 月末）の定数は 23 万 6,490 人で、10 年前と比較すると 6,618 人、2.9%の増加となっています。
- ・ 一方、現員数は平成 27 年度末では 23 万 1,689 人であり、10 年前と比較すると 5,107 人、2.2%の増加で、定員増に委嘱が追いついていない状況があります。
- ・ こうした背景には、企業等の定年年齢の延長、過疎化・高齢化する地域での適任者の不足、さらに「民生委員・児童委員は大変」といった地域社会での評判などが複合していると考えられます。全国的に「なり手不足」が大きな課題として指摘されており、平成 7 年度から 27 年度への 20 年間で、定員に対する欠員率は 0.7%から 2.0%へと約 3 倍に拡大しています。

② 上昇する委員年齢と在任期間の短期化

- ・ 近年、顕著であるのが委員の高年齢化です。平成 28 年に実施した全国 23 万人の委員への「全国一斉モニター調査」結果（速報値）では、50 歳代委員の割合が 12.5%であるのに対し、70 歳代の委員が 30.8%となっています（次頁表参照）。
- ・ 一方で、委員の在任期間は全体の約 3 分の 2 が 2 期目までの委員であり、初めて民生委員・児童委員となる年齢が上昇していることがうかがわれます。このことは、結果的に長く委員を続けることが困難であることを意味します。

民生委員・児童委員の定数、現員数等の状況

年度	民生委員・児童委員 総数				うち主任児童委員			
	定数 (人)	現員数 (人)	欠員数 (人)	欠員率 (%)	定数 (人)	現員数 (人)	欠員数 (人)	欠員率 (%)
平成 27 年度	236,490	231,689	4,801	2.0	21,812	21,434	378	1.7
平成 17 年度	229,872	226,582	3,290	1.4	21,176	20,854	322	1.5
平成 7 年度	216,824	215,269	1,555	0.7	14,455	14,313	142	1.0

※「福祉行政報告例」による／各年度末現在の人数

民生委員・児童委員の年齢構成

(%)

年度	40代以下	50代	60代	70代以上	平均年齢
平成28年度	2.3	12.5	54.2	30.8	66.1歳
平成24年度	2.3	15.1	60.7	21.9	66.0歳
平成4年度	7.8	28.9	55.9	7.4	60.6歳

※平成28年度は全民児連「全国モニター調査」（速報値）、平成24年度は日本総合研究所「民生・児童委員の活動等の実態把握及び課題に関する調査・研究事業報告書」、平成4年度は全民児連「単位民児協実態調査」による。

③女性委員の増加

- ・ 民生委員・児童委員の男女比は、平成7年度に女性が男性を上回って以後、女性委員数が増加を続けています。平成27年度末時点では男性4割に対して女性が6割となっています。主任児童委員では、男性14.7%、女性85.3%という状況にあります。
- ・ 男女比の不均衡は、異性宅への訪問活動（男女委員のペア方式での訪問）などにも関係しています。しかし自営業や農業従事者の減少、定年延長に伴う就業年齢の高まり等のなかで、男性委員の減少傾向は今後も続くことが見込まれます。

(2) 民生委員・児童委員活動の現状

①相談・支援件数の減少と自主活動の増加

- ・ 平成27年度1年間の全国の民生委員・児童委員による活動状況を10年前と比較したものが下表です。これによれば、「相談・支援件数」が約2割減少する一方、「その他の活動」（民児協活動をはじめとする自主的な活動や他団体の活動への協力等）が16.5%伸びています。
- ・ また、住民の孤立・孤独が課題となるなか、高齢者の安否確認等のための「訪問回数」も約2割増加しています。
- ・ こうした状況からは、各分野の相談支援機関が整備されるなかで、従来、民生委員が対応してきた相談の一部が、専門機関で直接対応されるようになったことがうかがわれます。

民生委員・児童委員の活動状況（主任児童委員含む）

項目	民生委員・児童委員 全体			1人あたり			
	平成27年度	平成17年度	増減	平成27年度	平成17年度	増減	増減率(%)
委員総数	231,689	226,582	5,107	—	—	—	—
活動日数	30,451,294	27,359,825	3,091,469	131.4	120.8	10.7	8.8
相談・支援件数	6,391,465	7,848,556	△1,457,091	27.6	34.6	△7.1	△20.4
その他の活動件数	27,135,458	22,785,853	4,349,605	117.1	100.6	16.6	16.5
訪問回数	38,504,881	31,152,385	7,352,496	166.2	137.5	28.7	20.9
連絡・調整回数	16,500,976	13,141,186	3,359,790	71.2	58.0	13.2	22.8

※「福祉行政報告例」による

②「日常的な支援」の増加

- ・ 民生委員・児童委員は分野を問わず住民の相談に応じていますが、前記のとおり、「相談・支援件数」が減少するとともに、その内容も変化しています。
- ・ 相談内容の区分はいずれも減少していますが、そのなかにあって、「子どもに関すること」の減少割合が比較的小さくなっています。
- ・ 高齢化の進展に伴い、民生委員・児童委員活動においても、高齢者関係の相談・支援が多くを占めているとされますが、下表のとおり、たとえば「介護保険」に関する相談はこの10年でほぼ半減しています。これは、介護保険制度への理解とともに、地域包括支援センターの存在が住民に浸透してきたことが考えられます。
- ・ しかし一方で、「日常的な支援」は約2割の増加と、公的な制度では対応できない住民の生活課題について、民生委員・児童委員が対応している状況もうかがわれます。

③活動日数の増加

- ・ 委員1人あたりの年間の活動日数は、平成27年度は131.4日であり、10年前から1割近く伸びています。
- ・ ただし、この日数は就業者や病気等のために活動日数が限られた委員を含めた平均であり、多くの委員がこれ以上の活動日数であるといえます。

対象者別の相談・支援件数

「福祉行政報告例」による

相談分野	17年度	27年度	27年度-17年度 件・%	
高齢者に関すること	4,283,072	3,597,892	△ 685,180	△ 16.0
障がい者に関すること	567,396	320,054	△ 247,342	△ 43.6
子どもに関すること	1,397,340	1,335,261	△ 62,079	△ 4.4
その他	1,600,748	1,138,258	△ 462,490	△ 28.9
総 数	7,848,556	6,391,465	△ 1,457,091	△ 18.6

相談・支援内容の内訳

「福祉行政報告例」による

相談・支援区分	17年度	27年度	27年度-17年度 件・%	
在宅福祉	1,172,488	514,615	△ 657,873	△ 56.1
介護保険	360,352	183,707	△ 176,645	△ 49.0
健康・保健医療	687,836	449,960	△ 237,876	△ 34.6
子育て・母子保健	271,444	210,264	△ 61,180	△ 22.5
子どもの地域生活	544,503	571,720	27,217	5.0
子どもの教育・学校生活	449,377	380,824	△ 68,553	△ 15.3
生活費	429,400	191,531	△ 237,869	△ 55.4
年金・保険	92,510	40,632	△ 51,878	△ 56.1
仕事	105,041	52,546	△ 52,495	△ 50.0
家族関係	311,503	196,025	△ 115,478	△ 37.1
住居	168,428	101,239	△ 67,189	△ 39.9
生活環境	323,152	284,188	△ 38,964	△ 12.1
日常的な支援	1,347,853	1,619,957	272,104	20.2
その他	1,584,669	1,594,257	9,588	0.6
総 数	7,848,556	6,391,465	△ 1,457,091	△ 18.6

④児童委員活動、主任児童委員活動の動向

- ・ 近年、児童虐待、いじめ、不登校、子どもの貧困等、子どもや子育て家庭をめぐる課題が多様化するなか、前頁の表にあるとおり、「相談・支援件数」の大部分の項目がこの10年で減少するなか、「子どもの地域生活」についての相談・支援件数が5%とはいえ増加していることが特筆されます。
- ・ 一方、「その他の活動件数」に含まれる「要保護児童の発見の通告・仲介」は、この10年で半分近くに減少しています。しかし全国の児童相談所における虐待相談対応件数は平成27年度に10万件を突破するなど増加を続けています。このことから、児童虐待問題に関する国民の関心の高まりや児童相談所の全国共通ダイヤルの浸透（「189」の3桁化の効果）などもあり、民生委員・児童委員を介さずに、直接、児童相談所等に通告する住民が増加したことがうかがわれます。
- ・ 民生委員・児童委員のうち、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する主任児童委員の活動は、10年前に比べ「相談・支援件数」、「訪問回数」がともに1割程度の減少となっています。地域でのサロン活動への協力といった「その他の活動件数」、また関係機関等との「連絡・調整回数」は大きく増加しています。このことから、主任児童委員が単位民児協の窓口となって、小中学校をはじめ幅広い関係者との連絡役として定着しつつあることがうかがわれます。

「その他の活動件数」の内訳

活動の区分	17年度	27年度	27年度-17年度 件・%	
調査・実態把握	4,947,183	5,423,084	475,901	9.6
行事・事業・会議への参加協力	5,990,021	6,196,597	206,576	3.4
地域福祉活動・自主活動	6,579,185	9,193,647	2,614,462	39.7
民児協運営・研修	4,451,676	5,840,818	1,389,142	31.2
証明事務	677,520	403,427	△ 274,093	△ 40.5
要保護児童の発見の通告・仲介	140,268	77,885	△ 62,383	△ 44.5
総 数	22,785,853	27,135,458	4,349,605	19.1

主任児童委員の活動状況

項目	主任児童委員 全体			1人あたり			
	平成27年度	平成17年度	増減	平成27年度	平成17年度	増減	増減率(%)
委員総数	21,434	20,854	580	—	—	—	—
活動日数	2,486,117	2,091,277	394,840	116.0	100.3	15.7	15.7
相談・支援件数	531,051	571,749	△ 40,698	24.8	27.4	△ 2.6	△ 9.6
その他の活動件数	2,223,659	1,715,110	508,549	103.7	82.2	21.5	26.1
訪問回数	632,812	685,835	△ 53,023	29.5	32.9	△ 3.4	△ 10.2
連絡・調整回数	2,072,367	1,391,189	681,178	96.7	66.7	30.0	44.9

※いずれも「福祉行政報告例」による

(3) 民生委員・児童委員の意識

①活動における悩み、苦勞

- ・ 民生委員・児童委員への期待の高まりとともに、その役割が拡大するなか、委員の負担感が高まっているとされます。全民児連が平成28年に実施した「全国一斉モニター調査」においては、その一部として全国23万人の委員に活動の現状に関する意識調査を実施しました。
- ・ その結果によれば、「活動上の悩み、苦勞」に関する質問の回答として最多であったのは、住民の「プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う」ということでした。これは、経験の浅い委員が増加するなかで、住民との関係づくりに悩む委員が増えていること、また個人情報に関する住民の関心の高まりが、委員活動にも少なからぬ影響を及ぼしていることをうかがわせる結果となりました。
- ・ さらに活動に必要な住民の情報（個人情報）の提供不足に関する回答も多く、市区町村から民生委員・児童委員に対する個人情報の提供に課題があることが明らかとなっています。守秘義務を有する民生委員・児童委員に対しては、住民の福祉のためにも活動に必要な情報が適切に提供される体制の構築が望まれます。

民生委員・児童委員活動における「悩み、苦勞」(3項目選択)

N=200,750

回答(選択肢)	度数	%
プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う	112,790	56.2
援助を必要とする人との人間関係のつくり方が難しい	44,445	22.1
支援を行うにあたって必要な個人・世帯の情報が提供されない	43,219	21.5
支援を必要としている人がどこにいるのか分からない	34,424	17.1
あて職(民生委員が自動的に兼務になる役職)が多い	29,096	14.5
会議や研修などに参加する機会が多い	28,762	14.3
住民から正しく理解されていない(給料をもらっている、何でもやってくれる等の誤解)	27,516	13.7
社会福祉に関する知識や情報の理解が難しい	27,039	13.5
仕事との両立が難しい	20,161	10.0
配布物や調査など、行政からの協力依頼事項が多い	19,096	9.5
担当の世帯数が多い	16,544	8.2
町内会や自治会の行事などの参加の負担が大きい	16,278	8.1
行政等への協力範囲が広い(福祉だけでなく教育や保健分野へのかかわりなど)	15,128	7.5
配布物や調査など、社協からの協力依頼事項が多い	9,853	4.9
課題を抱えた住民が多い	7,915	3.9
援助が困難な場合のつなぎ先がよく分からない	5,855	2.9
担当の地域が広い(移動に時間や費用がかかる)	5,778	2.9
市・区役所、町村役場、その他行政機関の協力が得にくい	4,960	2.5
慶弔や地域の祭事などの際の経済的な負担が大きい	4,274	2.1
自分の家族の理解が得られない	2,247	1.1
民児協内に、困っていることを相談できる仲間や先輩がいない	1,363	0.7
社協の協力が得にくい	876	0.4
その他	7,819	3.9
特にない	9,633	4.8

全民児連「平成28年全国モニター調査」結果(速報値)

②活動のやりがい、達成感

- ・ 一方、同調査において、委員活動の「やりがいや達成感」をどのような時に感じているのかを聞いた質問では、「支援した人に喜ばれた時、感謝された時」を約7割の委員が挙げ、「その人（世帯）が抱える課題（困りごと）が解決した時」が続いていました。
- ・ これらの結果からは、自らが他者の役に立ったことを実感できる、また自らが成長できたと感じられることが委員活動の喜びであり、活動への意欲につながっていることがうかがわれます。

民生委員・児童委員活動において「やりがい、達成感を感じる時」（3項目選択） N = 200,750

回答（選択肢）	度数	%
支援した人に喜ばれたとき・感謝されたとき	136,845	68.2
その人（世帯）が抱える課題（困りごと）が解決したとき	84,261	42.0
要支援者から頼りにされたとき	69,250	34.5
民生委員同士で仲間ができたとき	68,405	34.1
自分自身が成長できたと感じたとき	36,851	18.4
福祉についての自分自身の理解が深まったとき	38,834	19.3
地域についての自分自身の理解が深まったとき	38,097	19.0
活動を応援してくれる住民が増えたとき	34,462	17.2
後輩民生委員が頼りにしてくれたとき	5,161	2.6
その他	2,139	1.1

全民児連「平成28年全国モニター調査」結果（速報値）

2 「90周年活動強化方策」の取り組みと成果～この10年を振り返って

(1) 「90周年活動強化方策・行動宣言」が掲げたもの

- 平成19年、民生委員制度創設90周年に際して、全民児連では、以後10年間の民生委員・児童委員活動、民児協活動の重点や方向性を示した「90周年活動強化方策」を策定し、今日まで全国での取り組みを進めてきました。
- この90周年の「方策」において特徴的であったことは、「活動強化方策」に加え、深刻化する児童虐待、また地域で相次いだ孤立死等、社会的にも大きな関心を集め、民生委員・児童委員が取り組むべき喫緊の課題と考えられた5項目を「行動宣言」として掲げたことでした。

【90周年活動強化方策】

1. 気がかりな人や身近に頼る人がいない地域住民を発見し、進んで声をかけ、相談にのり、福祉サービスにつなぎ、見守るなどして継続して支援します。
2. 地域住民の立場に立って、個人の秘密を守り、誠意をもって活動します
3. 地域福祉の担い手として、地域を耕し、専門職や福祉の実践者などとともに協働します

【「広げよう地域に根ざした思いやり」行動宣言】

1. 安心して住み続けることができる地域社会づくりに貢献します
2. 地域社会での孤立・孤独をなくす運動を提案し行動します
3. 児童虐待や犯罪被害などから子どもを守る取り組みを進めます
4. 多くの福祉課題を抱える生活困難家庭に粘り強く接し、地域社会とのつなぎ役を務めます
5. 日頃の活動を活かし、災害時に要援護者の安否確認を行ないます

(2) 「災害時一人も見逃さない運動」の展開

- この「90周年活動強化方策・行動宣言」では、災害時要援護者への支援を民生委員・児童委員活動の柱の一つとして掲げました。全民児連では、「活動強化方策」策定に先立つ平成18年、90周年記念の全国運動として「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」の実施を決定し、全国の民児協関係者に提唱しました。
- 90周年にあたる平成19年には、3月に能登半島地震、7月には新潟県中越沖地震が発生、さらには梅雨の時期から秋にかけて台風や豪雨災害が相次ぎ、社会的にも高齢者や障がい者といった災害時要援護者の支援が課題とされたこともあり、全国の民児協において災害時要援護者台帳の整備や災害福祉マップの作成等が進められ、以後の自然災害に際して高齢者の安否確認等に効果を上げるようになりました。

- 平成 23 年 3 月 11 日、東日本大震災が発生、死者・行方不明者 2 万人以上（関連死含む）という未曾有の被害をもたらしました。地震発生後、民生委員・児童委員は高齢者世帯等の安否確認や避難支援に奔走しました。その過程において、強い使命感から自らの避難が遅れた 56 名もの民生委員・児童委員が津波により犠牲となりました。このことは、発災時においては、なにより自らの身を守ることが大切であることを、あらためて教えてくれました。
- この大震災以後も、毎年のように自然災害が発生しています。平成 28 年 4 月には熊本地震が発生し、大きな被害が発生しました。懸念される南海トラフ地震や首都直下地震をはじめ、自然災害への備えは社会にとって大きな課題となっています。

(3) 「90 周年活動強化方策・行動宣言」への取り組み状況

- 10 年ごとに策定している「活動強化方策」は、個々の委員のみならず、単位民児協・市区町村民児協における組織的な取り組みの推進をめざしています。
- 「90 周年活動強化方策・行動宣言」への取り組み状況に特化して調査したものはありませんが、定期的実施している「単位民児協活動実態調査」、また 28 年度実施の「全国モニター調査」によれば、近年、全国の単位民児協における活動状況としては、災害時要援護者支援活動に取り組む民児協が多い一方、子育て家庭への支援や生活困窮者支援といった活動等については、地域差がうかがわれる状況となっています。

単位民児協による活動（平成 28 年全国一斉モニター調査 速報値から抜粋）

※全国 9,260 単位民児協、複数回答

	活動内容	民児協主催 で実施	他団体と 共催	他団体活動 に協力	実施なし	未記入 (無回答)
1	高齢者向けサロンなど (ふれあい・いきいきサロンや食事会など)	1,219 13.2	2,491 26.9	5,082 54.9	898 9.7	390 4.2
2	子ども・子育て家庭を対象としたサロンなど	1,497 16.2	1,340 14.5	2,973 32.1	3,016 32.6	735 7.9
3	障がい者・児を対象としたサロンなど	136 1.5	298 3.2	1,459 15.8	6,398 69.1	1,039 11.2
4	在宅福祉サービス関連支援 (配食・入浴・外出支援・家事援助などにつながる支援)	478 5.2	879 9.5	2,501 27.0	4,612 49.8	956 10.3
5	高齢者への訪問活動（友愛訪問、施設訪問など）	6,359 68.7	1,494 16.1	1,423 15.4	370 4.0	326 3.5
6	障がい者への訪問活動（施設訪問など）	3,286 35.5	780 8.4	1,434 15.5	3,163 34.2	841 9.1
7	子育て家庭などへの訪問活動	3,350 36.2	944 10.2	1,660 17.9	2,744 29.6	801 8.7
8	学校などへの訪問活動	5,751 62.1	1,175 12.7	1,670 18.0	703 7.6	412 4.4
9	低所得世帯やひとり親世帯への支援 (子ども食堂・子どもの学習支援など)	885 9.6	591 6.4	1,667 18.0	5,276 57.0	962 10.4
10	生活相談、心配ごと相談窓口の開設	1,313 14.2	1,189 12.8	2,308 24.9	3,810 41.1	823 8.9
11	通学路の見守りなどの安全確保のための活動	1,741 18.8	1,836 19.8	4,446 48.0	1,318 14.2	460 5.0
12	遊び場などを含む地域の環境改善整備・ 危険箇所等の点検	520 5.6	937 10.1	3,596 38.8	3,543 38.3	878 9.5
13	災害時要援護者台帳の作成や 防災マップづくりなどの災害に備えた活動	2,429 26.2	2,560 27.6	3,741 40.4	756 8.2	457 4.9

(4) 取り組みの成果と課題

「90周年活動強化方策・行動宣言」に基づく取り組みの成果については、多様な観点からの分析が考えられますが、現状において以下のような点があげられます。

①民生委員・児童委員に対する認知、評価の高まり

- 民生委員・児童委員による災害時要援護者台帳の作成といった取り組みは、社会的にも高く評価され、それは東日本大震災後の平成25年の災害対策基本法改正において、「避難行動要支援者名簿」の作成が義務化されるとともに、民生委員が「避難支援等関係者」に位置づけられることにもつながったと考えられます。

ただし、このことは一方で、発災時の民生委員の安全の確保にも関係するものであり、今後の取り組みを考える際には、なにより民生委員自身と家族の安全確保が最優先であることを徹底することが大切です。

②地域の幅広い関係者との連携・協働の進展

- 高齢化の進行とともに単身世帯が増加するなか、孤立死の問題は全国共通の課題となっています。しかし、平成20年代前半に相次いだ孤立死事例を受け、民生委員・児童委員とともに、公私の幅広い関係者が連携した見守りネットワークづくりが進みました。さらに社会的孤立や経済的困窮状態にある人びとを支援する「生活困窮者自立支援制度」が創設される等、地域社会全体での孤立・孤独の防止への取り組みも進みつつあります。

③積極的な訪問活動を通じた住民との関係づくりの進展

- この10年間の民生委員・児童委員の活動件数等をみると、「相談・支援件数」の減少の一方で、「訪問回数」が大きく伸びています。このことは、民生委員・児童委員が自ら地域を歩き、住民との関係づくり、また地域課題の把握に積極的に取り組んでいることがうかがわれます。

④活動推進上の課題の顕在化

- 一方で、この10年は民生委員・児童委員活動にも関わる以下のような課題がより顕在化した時期でもあります。
 - 民生委員・児童委員の訪問を拒む住民の増加や、訪問活動が困難なオートロックマンション等の集合住宅の急増
 - 行政からの個人情報の提供不足、住民自身のプライバシー意識の高まりによる委員活動への影響（たとえば民生委員が担当世帯の情報を第三者にもらしたとする住民とのトラブルの発生等）
 - 地縁組織の弱体化等を背景にした新たな委員候補者の推薦の困難化
 - 地方分権改革の一方で、自治体予算の縮減に伴う民生委員・児童委員の研修機会の減少



民生委員・児童委員活動を取り巻く 環境の変化

1 地域社会の変化と住民の抱える課題の多様化

(1) 少子高齢化の進行と地域社会の変化

<人口減少社会の到来>

- わが国は、少子高齢化の進行を背景に、平成 20 (2008) 年を境に人口減少社会に突入、現在の状況が続けば、約半世紀後の 2065 年には人口は約 8,800 万人に減少、高齢化率は 40% 近くに達すると見込まれています (国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計」)。

<人間関係の希薄化、「地域力」の低下>

- こうした状況も背景に、地域社会においては、人と人のつながりが弱くなっています。それは、自治会・町内会の加入率の低下などに表れ、地域の課題を住民自らが解決するための「地域の力」の低下にもつながっています。
- 人間関係の希薄化の背景には、必要以上に他者との関係を望まない人の増加、個人情報保護への過剰な意識、マンション等の集合住宅の増加等も背景にあると考えられますが、単身者の増加等と相まって、何か課題を抱えた場合に、孤立化し、深刻な状況に陥りやすい人が増加することとなっています。

<生活基盤の弱体化>

- さらに、過疎化などを背景に、小売店やスーパー、医療機関の減少、さらにはバス路線等公共交通機関の廃止・減少等は、高齢者等の生活に大きな影響を与えており、地域生活の基盤が崩れかけているといえる地域も少なくありません。

<認知症高齢者の増加>

- 高齢化の進行に関連して、認知症高齢者の増加も急速に進んでいます。「2025 問題」といわれるように、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 (平成 37) 年には、認知症高齢者は 700 万人を超え、認知症予備軍というべき軽度認知障害 (MCI) の人を加えると 1,200 万人に上るとも推計されており、認知症高齢者を支える体制づくりが急務となっています。

<将来への生活不安>

- こうした状況のなか、民生委員・児童委員の相談支援対象者の多くを占める高齢者の意識調査によれば、多くの人が住み慣れた地域での生活を続けることを望んでいるものの、今後の地域での生活に多くの人びとが不安を抱えていることが明らかとなっています。

(2) 複雑・多様化する地域住民の課題

<多様化する課題>

- 民生委員・児童委員が活動のなかで直面する地域住民が抱える課題も複雑・多様化しています。生活困窮者の増加や子どもの貧困、子どもや高齢者、障がい者に対する虐待、特殊詐欺（振り込め詐欺等）や悪質商法（送り付け商法等）被害、認知症高齢者の行方不明、高齢運転者による自動車の危険運転、さらには自然災害に備えた要援護者の支援等、従来の福祉の枠組みだけでは解決できない課題も少なくありません。

<課題の複合化>

- また、「8050問題」といわれるような、50歳代の無職の子どもの生活を80歳代の親が面倒をみているケース、また「ダブルケア」といわれる子育てと親の介護を同時に行なわなければならない人びとも増加しています。
- こうした課題はそれぞれ独立して発生しているだけでなく、以下のように一つの家庭で複合的に発生しているケースが少なくありません。
 - 高齢の単身者が認知症を発症、生活に困窮したり、いわゆるゴミ屋敷問題につながるケース
 - 親の面倒をみるために「介護離職」した中高年の子どもが預貯金を使い果たし、生活困窮となり、共倒れとなってしまうケース
 - 障がいをもつ子どもの面倒をみていた親が病気で倒れ、外部に助けを求められなかった子どもまでが孤立死してしまうケース
- 上記のようなケースは報道でも伝えられているように、多くの場合、社会的孤立がその背景にあると考えられます。

(3) 相次ぐ自然災害と要援護者支援

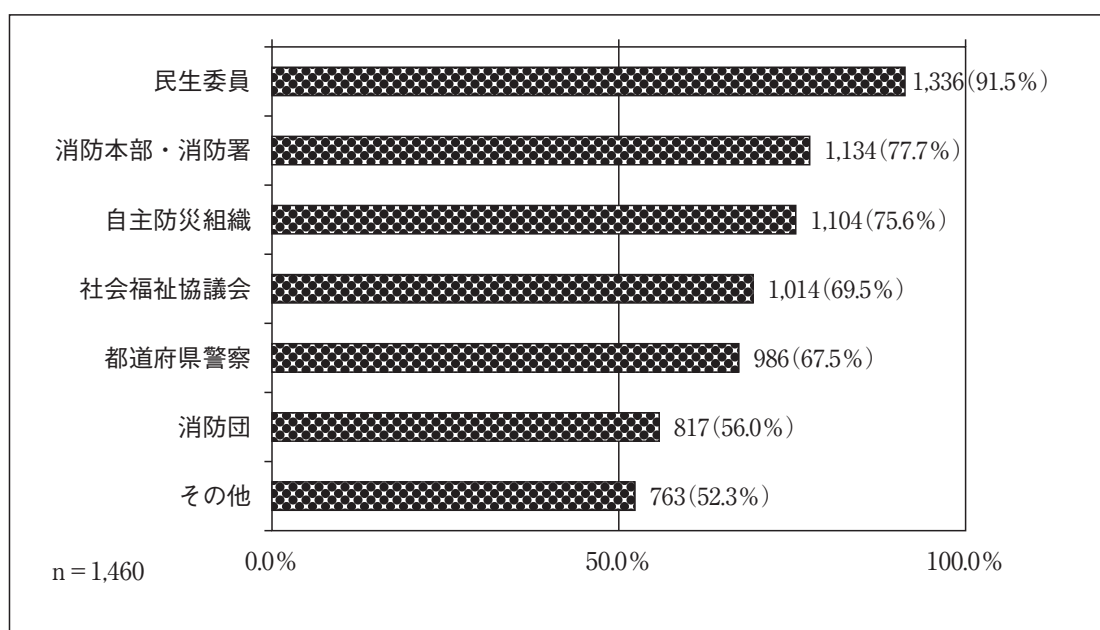
- 民生委員・児童委員活動にも関係する地域課題として特筆されるものに、自然災害に備えた災害時要援護者の支援体制確立があります。とくに南海トラフ地震や首都直下地震といった大規模災害の危険性が高まるなか、高齢者や障がい者等の避難行動やその後の避難生活をどう支えるかは地域社会の大きな課題となっています。
- 改正災害対策基本法に基づき、市町村に義務づけられた「避難行動要支援者名簿」の作成は、本（2017）年3月までにほぼすべての市町村で終了するところとなりました。しかし総務省消防庁の調査によれば、この名簿の関係者間での共有については、民生委員への提供が最多（全市町村の約9割）である一方、社協や消防、警察、自主防災組織等は7割前後と、十分に進んでいるとはいえない状況にあります（次頁図参照）。

- さらに、市町村が作成する「避難行動要支援者名簿」は、発災時の迅速な避難のための支援の必要性に着目した名簿ですが、東日本大震災の経験からは、避難後の生活をいかに支えるか、その重要性が明らかとなっています。とくに大規模災害では避難生活が長期化するため、そのなかでの高齢者などの孤立化をいかに防ぐか、また地域コミュニティの維持や再建をどう進めるかといった点は大きな課題です。
- 生活の「安全・安心」に直結するこの災害時要援護者への支援においても、地域の力による平常時からの取り組みがきわめて重要であることから、地域住民のつながりを回復・強化し、「近助」の機能を高めることが求められているといえます。

＜参考＞平常時における避難行動要支援者名簿の提供先

(平成 28 年 4 月現在、総務省消防庁調査結果)

- ・ 名簿作成済みの 1,460 市区町村のうち、平常時における名簿情報の提供先として、民生委員を挙げている自治体は 91.5%と最も多く、以下、消防本部・消防署 77.7%、自主防災組織 75.6%の順に多い



2 社会福祉制度・施策の動向

(1) 地域包括ケアシステムの構築と生活困窮者自立支援

- 家族や家庭、地域社会の変化のなかにあって、社会福祉制度・施策のあり方の見直しも進められています。とくに高齢者分野における「地域包括ケアシステム」の構築と、平成 27 年度から施行された生活困窮者自立支援制度における「包括的支援」の提供は、今後の社会福祉の基本的あり方を示すものと考えられます。
- 地域包括ケアシステムは、超高齢社会の到来を前に、病気となっても、介護が必要となっても、住み慣れた地域で最後まで自分らしく暮らすための体制づくりとして、高齢者分野で掲げられたものですが、その基本は「支援の包括化」、「地域連携」、「ネットワークづくり」にあるとされます。
- また、生活困窮者自立支援制度では、経済的困窮や社会的孤立といった複合的な課題を抱える人（家庭）が、各種支援の「制度の狭間」に陥らないよう、「自立支援プラン」のもと、地域に存在する公私のさまざまなサービス、支援の連携・協働による「包括的な支援」の提供をめざしています。また、個別支援と同時に、自立をめざす生活困窮者を受け入れ、活躍できる場を提供するための「地域づくり」も重視されています。
- 地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援制度に共通するのは、支援の包括化であり、地域づくり、支援ネットワークの構築です。そこでは課題を抱える人を早期に発見し、支援につなぎ、見守り、支える役割を担う民生委員・児童委員にも大きな期待が寄せられています。
- こうした「包括的な支援」という考え方は、本来、社会福祉の共通の理念といえます。たとえば平成 28 年の児童福祉法改正においては、市町村において子育て支援を総合的に展開していくとの方向性が明らかにされ、全国の市町村に「子育て世代包括支援センター」の設置を進めていくこととされました。

(2) 子どもや子育て家庭への支援強化

- 子どもや子育て家庭をめぐる課題は、近年、一層多様化・深刻化しています。児童虐待、いじめ、不登校等に加え、6 人に 1 人の子どもが貧困状態にあるという「子どもの貧困」が社会的にも大きな課題となっています（平成 24 年の子どもの貧困率は 16.3%）。
- こうした状況のなか、平成 25 年の子どもの貧困対策推進法の成立と翌年の「子供の貧困対策に関する大綱」策定、平成 27 年度の「子ども・子育て支援新制度」の施行、平成 28 年の児童福祉法改正等が相次いでおり、公私の関係者が力を合わせ、子どもや子育て家庭を支えていく取り組みが進められています。

- 今後は、地域で子どもや子育てを支える取り組みが一層重要とされています。そのなかにあつては、身近な相談相手であり、見守り役である民生委員・児童委員にも期待が寄せられています。新たな取り組みとして広がりを見せる「子ども食堂」等に協力する民児協も増えています。

(3) 障害者差別解消法の施行

- 障がい者への支援では、平成 28 年の障害者総合支援法改正により高齢の障がい者が、障がい福祉サービスから介護保険制度の利用に移行する場合の負担軽減措置が図られるとともに、障がい児への支援も拡充されました。
- また、平成 28 年 4 月からは障害者差別解消法が施行され、障がい者の社会参加を図るうえでのさまざまな障壁（バリア）の解消がめざされています。この法律では、障がいを理由とする差別的取り扱いを禁止するとともに、障がい者自身から求められた場合の「合理的配慮」の提供義務が規定されています。
- しかし、こうした取り組みが進められるなか、平成 28 年 7 月、神奈川県障がい者施設において、元職員による殺傷事件が発生、施設利用者 19 人が死亡、職員を含む 26 人が負傷しました。犯行は、決して許されない障がい者への偏見によるものであり、犯人自身が精神疾患による措置入院歴があったこともあり、障がい者に対する偏見を助長することがないよう、障がい者に対する人びとの理解を進めることの重要性があらためて明らかとなりました。

(4) 地域共生社会の実現へ

- 福祉の各分野において、包括的な支援や住民参加のもとでの地域づくりの取り組みが進められるなか、それらを横断的に進めるものとして掲げられたのが「地域共生社会」の実現です。これは平成 27 年に閣議決定された「一億総活躍プラン」において示されたものであり、「子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会」とされています。
- 厚生労働省では、この「地域共生社会」の実現に向け、平成 28 年 7 月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置、今後の取り組みについて検討を進め、本（平成 29）年 2 月に、「当面の改革工程」を公表しました。
- そのなかでは、「我が事・丸ごと」の意味について、「今後、制度・分野という「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく」との説明がなされています。

- 厚生労働省では、平成 29 年通常国会に、この地域共生社会実現のために、「共生型サービス」の創設、地域福祉計画策定の努力義務化等を内容とする介護保険法、社会福祉法等の改正法案を提出し、5 月に成立しました。
- 同省に設置された有識者等による「地域力強化検討会」は、昨（平成 28）年 12 月に「中間まとめ」を示しており、そこでは、「表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付くことができるのは民生委員・児童委員や自治会なども含めた地域住民であり、それは住民でなくてはできないこと」と、民生委員・児童委員への期待を示しています。
- 民生委員・児童委員は、地域で生じている課題や住民からの相談を「我が事」として受け止め、また、内容を問わず住民からの相談に応じるという「丸ごと」の姿勢で長きにわたり活動を続けてきました。まさに、「我が事・丸ごと」という考え方は、民生委員・児童委員自身の長きにわたる実践に共通するものといえます。

（５）社会福祉法人による地域貢献

- これまで、地域における福祉サービスの中核的な担い手となってきたのが全国に 2 万近く存在する社会福祉法人です。社会福祉法人は、社会福祉法に基づく社会福祉事業の中核的な担い手として設置されている特別法人ですが、近年、その運営のあり方をめぐって検討が進められ、社会福祉法改正を経て、本（平成 29）年 4 月より具体的な法人制度改革が具体化されることとなりました。
- 社会福祉法人には社協や共同募金会も含まれますが、その大部分は地域において福祉施設を設置、また在宅福祉サービスを提供する法人です。今回の法人制度改革では、今後とも社会福祉事業の中核たる担い手としての役割を発揮できるよう、法人の経営管理体制の強化、財務情報等の透明性の向上等が図られることとなりましたが、それとともに重要なのが「地域への貢献」が責務化されたことです。
- 法人が有する設備、人材、財源、そしてノウハウを効果的に活用し、制度的には対応が困難な住民のきめ細かいニーズに対応していくことが期待されているといえます。こうした制度の谷間、制度外の支援機能の充実は、多様な課題を有する地域住民を支えるうえできわめて重要なことと考えられます。
そして、その具体的な展開に際しては、地域の社会福祉協議会、そして住民の生活課題、生活ニーズを把握している民生委員・児童委員との連携も期待されているところです。

IV

民生委員・児童委員活動の重点 ～「100 周年活動強化方策」

1 民生委員・児童委員活動に期待されているもの

これまで述べてきたように、地域社会の変化と住民課題の多様化、子どもたちをめぐる状況、さらには「地域共生社会」の実現をはじめとする社会福祉諸制度の変化のなかにあつて、民生委員・児童委員には引き続き大きな期待が寄せられています。

また、全民児連が設置した「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会」の中間報告では、今後、民生委員・児童委員がその活動を通じてめざすべきものとして「誰もが笑顔で、安全に、安心して暮らせる社会づくり」を掲げています。

以上を踏まえ、これからの民生委員・児童委員に期待されるものを考えると、とくに以下のような点をあげることができます。

(1) 変わらぬ住民の身近な相談相手、見守り役としての活動

- これからも地域住民の「良き隣人」として、人びとを見守り、その相談相手となり、必要に応じて必要な支援へのつなぎ役となること。
- さまざまな課題を抱えながら孤立しがちな人が増加するなか、そうした人びとを早期に把握し、適切な支援につなぐこと。

(2) 地域の福祉課題を明らかにしていくこと

- 地域社会のつながりが弱まるなかにあつて、民生委員・児童委員であるからこそ可能な、人びとや地域の福祉課題を明らかにしていくこと。
- そのために、自ら地域を歩き、人びとの生活状況と直面している課題を把握するとともに、民児協において委員相互の課題の共有化を図ること。

(3) 児童委員であることを意識した活動

- 子どもや子育て家庭をめぐる課題の多様化のなかにあつて、子どもたちにとっての「身近な大人」として、親や学校の教員とは異なる立場から子どもたちの相談相手や支援者となること。
- 「子どもは社会を映す鏡」である。子育て家庭の孤立防止や子どもたちの健全育成のため、子育て・子育てを応援する地域づくりに取り組むこと。

(4) 多様な関係者をつなぐ「結節点（ハブ）」となること

- 住民が抱える課題が多様化・複雑化するなかにあつて、地域に存在する多様な関係者・関係機関による包括的な支援を実現するため、その連携の中核たる「結節点＝ハブ」となること。

- 地域包括ケアシステムをはじめ、課題を抱えた住民への包括的な支援のためには、福祉分野にとどまらず、医療、保健、教育、司法等、幅広い分野の連携が必要であることから、民児協活動においても幅広い関係者との連携を意識すること。

（５）住民や地域の代弁者としての積極的な意見具申、提言

- 住民の代弁者として、民生委員法第24条に規定される民生委員協議会の任務としての「行政庁への意見具申」を積極的に行なうこと。
- また、地域ケア会議や要保護児童対策地域協議会、社協や共同募金会をはじめとする関係機関の諸会議等においても、積極的な提言、提案を行なうこと。

（６）地域づくりの担い手となること

- 民生委員・児童委員がめざす「誰もが笑顔で、安全に、安心して暮らせる社会づくり」のために、その推進役の一員となって、住民参加のもとで行なう互助の仕組みづくり等において、住民や地縁組織への働きかけ、協働に取り組むこと。
- これからの「地域づくり」は、人びとが共に支え合う福祉のまちづくりであり、福祉の思想と実践が根づいた「文化」、「風土」づくりをめざすものといえる。その実現のために、共に支え合うことの大切さを、日々の活動を通じて地域の人びとに積極的に発信するとともに、働きかけを行なうこと。
- 地域の人びととの協働を進めるためにも、住民参加のもと、小地域での福祉活動に取り組んでいる社会福祉協議会（社協）との連携をこれまで以上に進めること。
- 「地域共生社会」の実現に向けて期待されている「寄附文化の醸成」に向け、地域福祉推進の重要な財源である共同募金について、積極的な提案とともに、具体的な運動への協力を引き続き行なうこと。

なお、これらの期待にすべて応えようとすると、民生委員・児童委員の負担も大きくなってしまいます。地域の実情を踏まえつつ、民児協のなかで経験に応じた役割分担を行なうなどしながら、無理のない活動を着実に進めていくことが期待されます。

【活動において意識すべきこと～民生委員・児童委員は専門職への「つなぎ役」】

- 民生委員・児童委員への期待が高まり、その役割も広がりつつあるなかであって、とくに意識すべきこととして、「民生委員・児童委員は専門職ではない」ということがあります。民生委員・児童委員は、あくまで住民の身近な「相談相手」であり、行政や専門機関等への「つなぎ役」です。住民が抱えるさまざまな課題の解決を直接的に担うべき専門職とはその性格が異なります。
- 活動上の負担を軽減するとともに、課題を抱えた住民を早期に効果的な支援につなぐためにも、民生委員・児童委員としては、家庭の抱える課題に関する情報の把握や本人の希望を的確に把握し、行政をはじめ、専門職・専門機関に早期につなぐことを心がけることが大切といえます。

2 今後の活動の重点～「100 周年活動強化方策」

制度創設 100 周年を迎えた今日、急速に進む地域社会や家族・家庭の変化、また、寄せられる期待を踏まえ、民生委員・児童委員および民児協はその力を結集し、「誰もが笑顔で、安全に、そして安心して暮らせる地域づくり」に取り組むとともに、わが国の財産ともいべき民生委員・児童委員制度を次なる 100 年に向けて守り、さらに発展させていくための取り組みを進めることが重要となっています。

そこで、以下の 3 項目を「100 周年活動強化方策」における活動の重点とし、全国の民児協関係者がその力を合わせ、取り組んでいくこととします。

重点 1 地域のつながり、地域の力を高めるために

重点 2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために

重点 3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために

これまで 10 年ごとに策定してきた「活動強化方策」においては、個別具体的な取り組み課題についても提示してきました。しかし今回の「100 周年活動強化方策」を考える際に、その背景となる社会の状況は、10 年前（「90 周年活動強化方策」策定時）と比較しても、孤立や孤独、生活困窮、子どもの貧困、虐待、認知症高齢者の生活支援、悪質商法被害防止、災害時要援護者支援等、民生委員・児童委員が対応すべき課題はきわめて広範となっていることがあげられます。さらに、それぞれの課題の顕在化の度合いは地域ごとに相違もみられます。

そこで、今回の「100 周年活動強化方策」については、全国段階の「方策」において重点となる基本方針等を示したうえで、都道府県・指定都市、市区町村ごとに、それぞれの地域の実情を踏まえ、個別具体的な取り組み課題、取り組み目標を盛り込んだ地域版の「活動強化方策」を定めていただくことで、より実効性ある取り組みを進めていきたいと考えます。

この「100 周年活動強化方策」について、とくに強調しておきたいのは、さまざまな課題を抱える人びとが増加するなか、一部の関係者の活動だけではその支援、課題解決は困難であり、**地域住民がそのつながりを強化し、住民同士が互いに支え合うことで「地域力」を高めることが大切**ということです。それゆえ、今回「方策」では重点課題の第 1 として、「地域のつながり、地域の力を高めるために」を掲げています。

また、こうした「地域づくり」は、これまで以上に幅広い関係者との連携が必要であり、その際には地域住民をいかに巻き込んでいけるかが重要となります。

どうか民児協だけでなく、幅広い関係者と協議しつつ、地域版の「活動強化方策」を立案し、「わがまちならでは」の取り組みを進めていただければと思います。

重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために

今日、地域においては、さまざまな課題を抱えながら、孤立し、また十分な支援を受けられないなかで生活している人や家庭が数多く存在しています。

誰もが孤立せず、地域のなかで笑顔で生活を送ることができるようにするためには、希薄化しがちな人と人とのつながりを強化し、地域の力によって誰もが支え合える地域を創っていくことが大切です。

民生委員・児童委員および民児協は、地域の幅広い関係者と連携し、これまで以上に積極的に人びとに働きかけ、「わがまちならでは」の仕組みづくり、取り組みを進めていくことが期待されます。そのために、以下のような取り組みを進めましょう。

(1) 自治会・町内会活動と民生委員・児童委員活動との連携強化

- 地域の力の基盤ともなる自治会・町内会（以下、「自治会等」）活動と、民生委員・児童委員活動の連携強化を図りましょう。たとえば、自治会等の会合において、民生委員・児童委員による活動報告を定例化するなどにより、委員活動を「見える化」するとともに、地域の課題に共に向き合い、解決に向けた協働が可能となるよう、働きかけを進めましょう。
- 今日、自治会等が解散している地域もみられます。こうした地域においては、市区町村行政や社協などと相談し、住民が活動に参加できる地縁組織の結成なども考えていきましょう。また、マンションなどでは行政とも連携し、管理組合との関係づくりを行なっていきましょう。

取り組みに向けて

- 自治会等に「福祉委員会」（名称は任意）を設置することを働きかけてみましょう。すでに委員会がある場合はその場を活用し、地域の福祉課題を住民が共有し、その解決に向けた取り組みを提案していくなかで、民生委員・児童委員への理解や支援者の拡大につながることを期待されます。
- 市区町村社協、地区社協と連携し、「住民福祉懇談会」等を開催し、住民の福祉ニーズを把握するとともに、民生委員・児童委員からの活動報告を重ねることで、理解者、支援者を拡大することが期待されます。
- 大型マンションが建設された地域の事例においては、市の行政と連携し、マンションの開発・販売会社に働きかけることで、竣工・入居時点から管理組合と民児協の連携が可能となり、行事の共催や訪問活動への協力等が得られたケースもあります。
- マンションの入居者との関係づくりでは、1人でも入居住民と関係ができると、その人を通じてマンション内に理解者、協力者が増える場合もあります。そうしたマンション内の理解者、協力者を得るための取り組みを考えてみましょう。

(2) 「一声運動」「挨拶運動」などを通じたつながりの強化

- 孤立や孤独の防止、また犯罪の予防等のためには、お互いが顔見知りとなる、人と人のつながりの強化が大きな意味を有します。そのために、民児協として幅広い関係者に呼びかけ、地域で出会った人に声をかける「一声運動」や「挨拶運動」を展開し、誰もが他者に「気づいてもらっている」、「気にしてもらっている」と感じられる地域づくりに取り組みましょう。

取り組みに向けて

- 住民同士が道で出会った際に挨拶を交わすことが日常的に行なわれている地域にあっては、子どもの連れ去りや悪質な訪問販売を意図する人間は、「自分が見られている」と感じ、結果的に犯罪の防止につながるということが指摘されています。
- さまざまな課題を抱えながら、親や学校の教員には相談できない子どもたちも少なくありません。小中学生の通学路に立っての見守りと声かけは、子どもたちと顔見知りになり、「身近な大人」となるためにも有効です。

(3) 住民同士が支え合える仕組みづくりへの協力

- さまざまな課題を抱える人びとを支える「地域の力」を高めていくためには、一部の関係者だけでなく、住民参加のもとで、誰もが気がねなく、支え・支えられる関係をつくっていくことが重要です。そのために、民児協として市区町村の行政や社協、老人クラブ、ボランティア団体・NPOなどと連携し、住民同士の支え合いの仕組みづくりを進めましょう。

取り組みに向けて

- 社協などと協力して実施する「サロン活動」等の行事に地域住民の積極的な協力を得ることは、住民の地域活動への参加の契機ともなります。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれるなか、認知症の人やその家族の支援はすべての住民に関わる課題ともいえます。地域での認知症サポーター養成講座の開催、「認知症高齢者見守り・SOS ネットワーク」の構築等に住民の積極的参加を得て、認知症の人やその家族を支える地域づくりに取り組むことが期待されます。
- 市区町村社協や老人クラブ、ボランティア団体・NPO 等と連携し、公的制度では対応が困難な、高齢者世帯等の買い物や清掃をはじめとした日常生活支援に関する住民互助の仕組みづくりを進めることは、「お互い様」の地域づくりにつながります。
- 民生委員・児童委員となることは難しくとも、地域に貢献したいと思う住民は少なくありません。そうした人びとの積極的な協力を得る仕組みとして、市区町村の行政や社協と相談して「福祉委員」「福祉協力員」といった制度の具体化や、民生委員活動との連携について考えていきましょう。

(4) 子育てを応援する地域づくりの推進

- 子どもや子育て家庭をめぐる課題が多様化するなか、子育てを地域として支えていくことが大切となっています。子育てを応援する地域づくりのため、児童委員である民生委員として、学校や子ども会、福祉関係者等、幅広い人びとと連携・協力した活動を展開し、子どもにとって「身近な大人」となるとともに、地域の理解と子育て応援団の確保に努めましょう。

取り組みに向けて

- 子育て家庭の孤立防止に向け、市区町村社協や子育て支援活動を行なうボランティア団体等と連携し、「子育てサロン」の開催などを積極的に進めましょう。
- 同様に、市区町村や保健センター等と連携し、乳幼児健診の未受診家庭の訪問、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）への協力も期待されます。
- 子どもたちの健やかな育ちのために、自治会や子ども会、児童館、ボランティア団体等と連携し、子どもの居場所づくりや昔ながらの遊びの伝承、世代間交流の促進、お祭り等の地域行事への参加呼びかけ等を通じて、子どもと地域の大人との関係づくりを進めましょう。
- 学校と連携し、小中学生を「子ども民生委員」に委嘱し、民生委員・児童委員と一緒に高齢者世帯の訪問活動等を行なうことにより、幅広い世代の人びとと触れ合い、思いやりのある子どもに育つことも期待されます。
- 「子どもの貧困」が深刻化するなか、低所得世帯の子どもたちの支援のため、市区町村行政や社協、ボランティア団体等と連携、協働し、居場所づくり、学習支援、子ども食堂、フードバンク活動等に取り組みましょう。

重点2▶ さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために

地域には、さまざまな課題を抱えながら、助けを求める「声を出せない人」「声を出さない人」も少なくありません。こうした人びとを早期に適切な支援につなげるためには、民生委員・児童委員のみならず、近隣住民を含め、地域の幅広い人びとが連携・協力して「気になる人」を早期に把握することがなにより大切です。

また、高齢者の日常生活支援などにみられるように、既存の制度のなかでは十分な対応が難しいケースも少なくありません。今、地域においてどのような支援・サービスが必要なのか、住民の生活状況、生活課題を把握する民生委員・児童委員だからこそ可能な提案、提言を積極的に行なっていきましょう。

(1) 積極的な訪問活動を通じた住民との関係づくりの推進

- 課題を抱えながら「声を出せない人」「声を出さない人」を把握するためにも、積極的な訪問活動を通じて住民と顔見知りとなり、信頼関係づくりを進めましょう。
- 訪問活動が困難なオートロックマンション（集合住宅）等では、管理組合、管理会社と連携することで、訪問活動、またマンション内掲示版への情報掲示等への協力を得ていきましょう。

取り組みに向けて

- 地域住民のなかには民生委員の訪問を望まない人もいます。「PRカード」などを活用し、「気にしている」ことを伝えながら、少しずつ関係づくりを進めましょう。
- 市区町村行政や社協、自治会等と情報共有・情報交換を行なうとともに、必要に応じて一緒に訪問することが効果的な場合もあります。
- マンションで管理人がいる場合は、管理人との人間関係を作ることで、気になる世帯の情報提供や訪問活動への協力を得ることも期待されます。
- 今日、災害に備えた体制づくりが重視されるなか、マンションの管理組合との連携の契機として、防災訓練、避難訓練などを活用し、高齢の入居者支援のあり方協議を行なう等により理解を深めることも期待されます。

(2) 出張相談会等を通じて相談の「入り口」を広げる

- 地域住民のなかには、区域担当の民生委員・児童委員が誰であることを知らない人も少なくありません。こうした人びとが民生委員・児童委員に相談しやすい環境を整備するため、サロン活動に合わせた相談会をはじめ、地域行事における「出張相談会」の開催等、民生委員・児童委員への相談の入り口を広げるようにしましょう。

- 近年、電子メールがコミュニケーション手段として広く普及しています。相談の入り口を広げるために、民児協として電子メールによる相談受付体制を整備することも有意義と考えられます。事務局職員もしくは担当委員を定め、定期的にチェックし、区域担当委員に適切につなげる体制の整備も考えていきましょう。

取り組みに向けて

- 出張相談会は、これまでの「心配ごと相談」と同様、市区町村社協との協働により各種行事の会場内で行なう方法や、民児協が公民館やコミュニティセンターなどの行事に合わせて行なう方法等が考えられます。
- 電子メールでの相談を受け付ける場合には、委員個人のメールアドレスではなく、民児協単位でメールアドレスを設定することが適当です。また、定期的にメールをチェックするためには、まずは事務局職員が配置されている市区町村単位からスタートすることが考えられます。
- なお、メールを使用した相談受付を行なう際には、プライバシー保護のため、使用するパソコンの管理、運用（パスワード管理等）を厳格に行なうことが大切です。

(3) 住民の代弁者としての意見具申、提言活動の強化

- 民生委員・児童委員に期待される役割の一つが、住民の立場に立って行政に対して行なう民児協の「意見具申」です。民生委員・児童委員だからこそ把握している住民の生活課題、福祉課題の解決のため、必要な支援やサービスについて、その創設を含め、積極的に意見具申を行なっていきましょう。

- 住民の代弁者としての民生委員・児童委員による発信は、行政への意見具申だけでなく、たとえば地域ケア会議や要保護児童対策地域協議会をはじめ、さまざまな場を通じた提言・提案として期待されています。そのためにも、定例会等を通じて、地域住民の抱える課題を民児協として定期的に集約し、必要な支援やサービスについて公私の関係者に積極的に発信しましょう。

また、福祉の専門職団体や医療・保健・教育など、関係する分野の専門職・団体とも積極的に連携する機会を設け、情報共有や活動上の連携を考えていきましょう。

取り組みに向けて

- 行政に意見具申すべき内容は、「民生委員の職務に関して必要と認める意見」（民生委員法第24条）であり、住民の生活課題、福祉課題に限られるものではありません。行政による個人情報の提供など、委員活動、民児協活動に必要な支援でも構いません。
- 今後、「地域共生社会」の実現に向けては、市区町村ごとに策定される「地域福祉計画」の意義が増すことから、民生委員・児童委員の立場からその内容に積極的な提案を行なうとともに、地域福祉計画における民生委員・児童委員や民児協による活動の位置づけ等を明確化していくことも大切といえます。

(4) 社会福祉協議会との一層の連携・協働

- 戦後、民生委員・児童委員と社会福祉協議会（社協）は地域の福祉充実に担う「車の両輪」として、密接な連携のもとで活動してきました。生活福祉資金貸付事業や心配ごと相談事業など民生委員の取り組みから社協事業に発展したものは少なくありません。現在においても、住民に身近な小地域での見守り活動や各種のサロン活動、さらには災害時要援護者の支援活動など、社協と連携・協働した多くの取り組みが進められているところであり、こうした社協との連携をさらに進めましょう。

取り組みに向けて

- 戦後の民生委員による世帯更生運動がその原点である生活福祉資金貸付事業は、今日、子どもの貧困対策における教育支援の一翼を担うなど、その重要性が高まっています。民生委員として生活福祉資金貸付制度に協力する意義をあらためて確認し、課題を抱えた住民支援のツールとして積極的に活用していきましょう。
- 高齢者や子育て家庭の孤立の防止、仲間づくり等に有効なサロン活動については、民児協単独で実施している場合もみられますが、社協と共同で実施することで、財政面や運営上の負担軽減につながることを期待されます。
- 公的なサービスの利用が困難である等、やむを得ず民生委員・児童委員として対応している住民の日常生活支援について、社協のボランティアセンターと連携することで、ボランティアによる支援を得ることについて相談してみましょう。

(5) 社会福祉法人・福祉施設との積極的連携

- 福祉施設を設置・経営する社会福祉法人には、地域福祉の推進にも大きな期待が寄せられており、平成29年4月からは地域貢献の取り組みが責務化されました。今後は、民児協として地域の社会福祉法人・福祉施設との一層の連携を図ることで、公的な制度では対応が困難な住民のきめ細かいニーズに応えていくための仕組みづくりにも取り組みましょう。

取り組みに向けて

- 民児協として、住民課題の解決のための社会福祉法人との連携による取り組みは、これまでも福祉施設の車両を利用した高齢者の買い物支援、特別養護老人ホームの集会室を利用した子ども食堂、さらには学習支援などが各地で行なわれています。
- 民生委員として対応する住民課題のなかには、公的な制度では対応が困難な場合や、必要な支援・サービスが存在しない場合もあります。今後、社会福祉法人には、介護予防や障がい者の地域移行、待機児童、生活困窮者の自立支援等、地域の福祉ニーズを反映した取り組み（地域公益事業）が期待されています。民生委員・児童委員として把握している住民の多様なニーズの情報を社会福祉法人による地域貢献の取り組みにつなげていくことで、地域における住民支援の力を高めることが期待されます。

（６）共同募金への協力と民児協活動での活用

- 赤い羽根共同募金は、方面委員時代の「歳末同情運動」に遡るものであり、民生委員が常に大きな役割を担ってきました。共同募金は、「地域をよくする仕組み」として、地域福祉推進のための大切な財源といえます。同時に、寄附という行為を通じた住民の福祉活動への参加を促すものでもあります。寄附という行為を通じた「福祉文化」を地域に根づかせるためにも、今後とも、民生委員・児童委員として共同募金運動への協力を進めていきましょう。
- その際、募金のより効果的な活用のために、民児協として積極的に意見を提起するとともに、民児協活動における共同募金の活用についても考えましょう。

取り組みに向けて

- 共同募金は、平成 28 年度から運動期間が改められ、従前の 3 か月間（10 月～12 月）から 6 か月間（10 月～3 月）とされました。とくに 1 月～3 月は地域ごとに「テーマ型募金」として実施されます。地域の福祉課題に即した募金となるよう、民生委員・児童委員としての積極的な提案が期待されます。
- これまで、民生委員・児童委員活動における赤い羽根共同募金の活用（配分金活用）としては、広報誌の作成や各種調査の実施、救急医療情報キット（名称は地域ごとにそれぞれ）の配付等が多くみられますが、今後は、課題を抱えた住民への具体的な支援活動での活用も相談していきましょう。

重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために

制度創設 100 周年を迎えた現在、民生委員・児童委員制度、またその活動はさまざまな課題に直面しています。短期間での退任者の増加やなり手不足、住民の認知度の低下等は、今後、民生委員・児童委員制度を維持していくうえでの大きな課題といえます。

こうした課題を解決し、民生委員・児童委員制度をさらに発展させていくためにも、民児協の機能強化により 1 人ひとりの委員を支える体制を強化するとともに、地域の人びとの理解を深めることで、なり手確保の「すそ野」を広げていきましょう。

(1) 単位民児協の機能強化による民生委員・児童委員への支援

①財政基盤および事務局機能の確立

- 民児協活動を進めるうえで、財政基盤の確立は不可欠です。単位民児協の活動に対する公的補助が限定的である場合、会員である民生委員・児童委員の負担により活動財源を賄わざるを得ず、これが委員の負担拡大につながっている面もあります。行政への協力を担う単位民児協の財政基盤確立に向け、市区町村行政との協議、働きかけを進めましょう。
- 民児協活動の充実のためには、関係機関との連絡・調整、委員へのわかりやすく効果的な情報提供等を担う事務局機能の確立が不可欠です。現在は市部・区部では民児協役員が事務局の役割を担っている場合も多いことから、市区町村の行政や社協と協議し、必要な職員の配置等、事務局機能の確立に取り組みましょう。

取り組みに向けて

- 地域によっては、単位民児協の事務局を、公民館や市民センター、役場や社協の支所・支部等の職員が担っている例もみられます。
- 市区町村社協の下に地区社協、校区社協といった小地域の社協が設置され、単位民児協役員がその中核になっている場合も多くみられます。そうした場合には、地区社協と単位民児協の機能や役割分担、それぞれの事務局を担う職員の配置について一体的に市区町村社協と協議していくことが考えられます。

②民生委員・児童委員からの相談に対する専門的助言体制等の整備

- 今日、民生委員・児童委員が活動を行なうなかでは、たとえば住民とのトラブルが生じる場合もあり、委員自身が弁護士等による専門的助言を希望する場合も生じています。都道府県民児協において顧問弁護士を委嘱する等により、委員を守り、委員が安心して活動できる体制づくりに取り組みましょう。

取り組みに向けて

- 一部の都道府県民児協においては、すでに顧問弁護士を委嘱し、委員からの相談に応じる体制を整備しているところもあります。また、都道府県民児協が都道府県社協と連携し、都道府県社協の顧問弁護士に相談を可能としている例もみられます。
- 民生委員・児童委員の活動上の相談では、たとえば、知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者への接し方などに関するものもあります。都道府県民児協もしくは市区町村民児協として保健所などと連携した研修会を開催し、その機会に委員から専門職への個別相談を受け付けるといった方法も考えられます。

③定例会の充実

- 定例会は、委員間の情報共有や活動方針の確認、合意形成、さらには研修の場としてなど民児協運営にとって重要な意味を有しています。この定例会をより有意義なものとするよう、報告事項に関する時間を限定し、委員間での協議に充てる時間を増やすことで、事例検討などを積極的に行ないましょう。
- 定例会は、(会議としての)「民生委員協議会」とすると同時に「児童委員協議会」でもあります。主任児童委員からの報告の月例化や地域の子どもたちをめぐる課題についての情報共有等、児童委員活動に関する協議を必須化しましょう。

取り組みに向けて

- 定例会に関してよく指摘されている課題として、行政や社協からの報告や説明が多く、委員同士での協議に充てる時間が限られるということがあります。その改善のためには、報告に関する時間を限定する、また、重要性が高いもの以外は書面にまとめて提示してもらう、といった方法を取り入れることも有効です。
- 単位民児協に属するすべての委員の主体的、積極的な参加を得るため、定例会の司会や活動事例発表を各委員が輪番で担当する、また新任委員が発言しやすいよう座席を司会に近い位置とする、といった運営上の工夫も考えられます。
- 定例会には、行政や社協の関係者が参加することも多いですが、委員のみでの協議時間を確保することは、率直な意見交換や委員同士の関係づくりに有意義です。定例会を2部構成として、後半は委員のみでの会議とする方法も考えられます。

④全員参加と役割分担による運営

- すべての民生委員・児童委員、主任児童委員が経験年数等にかかわらず、対等な立場で主体的、積極的に民児協運営に参加し、委員相互の連携や支え合いが可能となるよう、それぞれの個性や経験を踏まえた役割分担のもとでの民児協運営を進めましょう。

取り組みに向けて

- 民児協は「垂直型」の組織（上意下達型の組織）ではなく、会長等を含め、すべての委員が対等な立場で活動に参加する「水平型」の組織であることを意識し、お互いを尊重し、自由に発言できる民児協運営を意識しましょう。
- 主任児童委員が民児協内で孤立することなく、積極的に、意欲をもって活動できるよう、区域担当委員との連携のあり方や具体的役割等を考えることが大切です。
- 部会や委員会を設け、それぞれに目標やテーマを設定して活動を進めることも効果的です。既存の部会・委員会で見直すべきものはないか考えてみましょう。

⑤複数委員によるチーム活動、班活動の積極的導入

- 民生委員・児童委員は、原則1人で1地域を担当していますが、地域の実情、委員それぞれの置かれた状況を踏まえつつ、今後は複数の委員によるチーム活動、班活動を積極的に導入することで、委員の孤立防止、また負担軽減のために民児協として支援していく体制を強化していきましょう。

取り組みに向けて

- 異性宅の訪問に関する委員の不安への対応、また同性の委員へ相談したいとの住民の希望に応える意味においても、男女ペア方式での訪問活動は有効となっています。
- また、複雑な課題を抱える家庭へは民児協役員と区域担当委員がチームで対応するといったことも、委員の精神的負担の軽減に役立ちます。
- 経験が浅く、不安も多い新任委員の支援は重要であり、新任委員を含む近隣地区の委員数名で「班」を作り、可能な限り共に活動するといったことも有意義です。

（2）都道府県・指定都市民児協による委員支援

- 都道府県や指定都市の民児協には、単位民児協や市区町村民児協では困難な委員支援の取り組みが期待されています。専門的・体系的な研修機会の提供、主任児童委員の情報交換会の開催、身近な地域では逆に参加しづらい「委員相談会」開催等を通じて、県内・市内の民生委員・児童委員を積極的に支援していきましょう。

取り組みに向けて

- たとえば、都道府県民児協において、活動上の悩み等に関する相談会の実施や、県内の委員同士が自由に意見交換できる「民生委員サロン」の開催などが考えられます。
- 市区町村や単位民児協では作成が難しい各種資料の作成・配布、住民向けの広報活動なども委員支援につながります。
- 各委員が専門的かつ体系的な研修受講を可能とするためにも、全民児連が提示した「研修体系・モデルプログラム」の活用が期待されます。
- 都道府県・指定都市行政へ働きかけ、委員活動費や民児協活動推進費等の拡充を働きかけること、また市区町村間の格差是正に努めることも、その役割といえます。

(3) 民生委員・児童委員候補者の選任方法の多様化

- 民生委員・児童委員としての適任者を確保していくため、市区町村行政ともよく協議しながら、新たな「なり手確保」を地域の課題としていきましょう。まずは地域ごとの取り組みとして、地縁組織や学校関係者等、幅広い関係者により構成される「推薦準備会」の設置を進めましょう。
- さらに、市区町村段階において、社協ボランティアセンター、商工会をはじめ、多様な関係機関・団体に協力を依頼し、民生委員・児童委員としての適任者の推薦を得られるように取り組みましょう。

取り組みに向けて

- ここで提案している「推薦準備会」は、地域ごとに任意で設置するものです。自治会・町内会や学校、福祉施設、自主防災組織や消防団関係者等、幅広い人びとで構成することが考えられます。一斉改選年だけでなく、継続して設置、開催し、日々の委員活動について情報を共有し、理解を深めてもらうことも期待されます。
- 「推薦準備会」を設置していても、民生委員は選任される立場としてその構成員に加わっていないところも少なくありません。しかし民生委員・児童委員としての候補者の適性を考えるうえでは、現任委員の意見は大切といえます。それだけに、推薦準備会での協議には、現任委員、また民児協の意見が反映されるようにしましょう。
- 候補者の推薦を幅広い団体に依頼する際には、社会福祉士会、精神保健福祉士会、看護協会、介護支援専門員協会といった専門職団体の協力も得ていきましょう。

(4) 地域住民への積極的な PR 活動の展開

- 民生委員・児童委員活動の選任および活動の基盤となる地域において、住民の理解と信頼を高めるため、民生委員・児童委員の性格、役割、活動の実際等について、幅広い機会、場を捉えて積極的に PR 活動に取り組みましょう。
- PR 活動は年間を通じて行なうべきですが、とくに毎年5月の「民生委員・児童委員の日」、「同活動強化週間」は、全国の関係者が一体となって取り組むことで相乗効果も働くことから、全国の市区町村における積極的な取り組みが期待されます。

取り組みに向けて

- 住民への PR 活動を考える際には、誰に、どのようなことを PR したいのか、対象者・目的を明確にして取り組むことが効果的です。
- 住民への PR 活動は、行政や社協の力も借りて取り組みましょう。
- 民生委員の存在は知っていても、地域で「それが誰か」を知っている人は多くはないものです。民生委員・児童委員を PR するのか、具体的相談相手となる個々の委員を周知したいのか、その点についても議論し、取り組みを考えましょう。

「100 周年活動強化方策」に基づく取り組みを進めていくために ～地域版の「活動強化方策」を作成しましょう～

ここに掲げた「100 周年活動強化方策」に基づく取り組みを実効性あるものとしていくためには、全国の民児協関係者が共通認識のもとに、その力を合わせて取り組んでいくことが大切です。

一方で、重点課題として示した項目は全国の見地から整理したものであり、それぞれの地域において生じている課題は、それぞれに異なるものがあると考えられます。それだけに、具体的な取り組みを進めていくうえでは、地域性を踏まえながら、実情に即した活動の計画（地域版の活動強化方策）を立案し、具体化していくことが期待されます。

ついでには、以下のような点を意識しながら、都道府県・指定都市民児協、市区町村・単位民児協において、それぞれの「活動強化方策」を策定し、取り組んでいきましょう。

1. 都道府県・指定都市、市区町村版の「100 周年活動強化方策」を策定する

- 全民児連が示した「100 周年活動強化方策」を踏まえつつ、都道府県・指定都市民児協、また市区町村民児協・単位民児協において、それぞれの地域の「100 周年活動強化方策」を策定し、それに基づく取り組みを進めましょう。

注）その名称は「活動強化方策」でなくても構いません。

- 地域の実情を踏まえ、取り組み課題に優先順位をつけながら考えてみましょう。
- 市区町村版の「強化方策」においては、虐待や生活困窮、子どもの貧困等、地域で顕在化している具体的課題への対応を盛り込むことが望ましいといえます。

2. 活動の目標を明確化する

- 民児協における毎年度の事業計画もそうですが、活動を通じて達成する目標を明確化すると、取り組みが考えやすく、また成果も把握しやすくなります。
- この 10 年間のなかで、たとえば 3 年間（1 期）を単位として、活動の計画を立案することも効果的といえます。

3. 幅広い関係者との連携に基づく取り組みを考える

- この「活動強化方策」に掲げた重点課題への対応を進めていくためには、従来以上に幅広い関係者と連携した取り組みが大切となります。それぞれの「活動強化方策」を考える際には、幅広い関係者と連携・協働した取り組みを意識しましょう。

4. 実現可能な計画とする

- 民生委員・児童委員の活動上の負担拡大が指摘されるなか、無理のない、実現可能な計画内容を考えましょう。

参考 1

これまでの「活動強化方策」の概要

周年	活動強化方策名称	その概要	
		基本的性格と民児協活動等	
50 周年 (昭和 42 年)	制度創設 50 周年を期しての民生委員児童委員活動強化要綱	○基本的性格の明確化 「自主性」、「奉仕性」、「地域性」 ○「活動の基本」の体得 「社会調査」、「相談助言」、「資源の活用」、「世帯票の整備、活動の記録と報告」 ○民生委員活動の基盤強化 (1) 民生委員協議会の組織活動の強化 (2) 社会福祉協議会の強化と地域福祉活動の推進	
60 周年 (昭和 52 年)	これからの民生委員児童委員活動 —制度創設 60 周年を期しての活動強化方策	○民生委員の基本的性格とはたらき ・民生委員の基本的性格 「自主性」、「奉仕性」、「地域性」 ・民生委員活動の 3 つの原則 「住民性」、「継続性」、「包括・総合性」 ・民生委員の 5 つのはたらき 「社会調査」、「相談」、「福祉サービス、情報提供」、「連絡通報」、「意見具申」 ○民生委員活動の基盤強化 (1) 「民生委員の日」「民生委員児童委員活動強化週間」の制定実施 (2) 民生委員児童委員協議会組織の整備と活動強化 (3) 共同活動の積極的展開、(4) 研修の強化、 (5) 財政と事務局体制の確立	
70 周年 (昭和 62 年)	21 世紀に向けての 民生委員児童委員活動 —制度創設 70 周年を期しての活動強化方策	○民生委員の基本的性格とはたらき ・民生委員の 3 つの基本的性格 「自主性」、「奉仕性」、「地域性」 ・民生委員活動の 3 つの原則 「住民性」、「継続性」、「包括・総合性」 ・民生委員活動の 7 つのはたらき 「社会調査」、「相談」、「情報提供」、「連絡通報」、「調整」、「支援態勢づくり」、「意見具申」 ○民生委員活動推進体制の充実強化 (1) 民生委員協議会の運営強化、(2) 共同活動の積極的展開 (3) 計画的・組織的活動の展開、(4) 社会福祉協議会との連携強化 (5) 研修の強化、(6) 財政と事務局体制の確立	
80 周年 (平成 9 年)	地域福祉の時代に求められる民生委員・児童委員活動—活動強化方策	○活動展開のための視点 (1) 基本的人権の尊重、(2) 住民の福祉需要の把握、 (3) 自らの活動の点検と評価、(4) 地域を基盤とした活動の展開、 (5) 先駆的・先見的活動の展開、 (6) 関係機関・施設・団体との連携・共同活動の推進 ○民生委員・児童委員活動の原則 ・基本姿勢 「社会奉仕の精神」、「基本的人権の尊重」、 「政党・政治的目的への地位利用の禁止」 ・3 つの基本的性格 「自主性」、「奉仕性」、「地域性」 ・活動の 3 原則 「住民性」、「継続性」、「包括・総合性」 ・活動の 7 つのはたらき 「社会調査」、「相談」、「情報提供」、「連絡通報」、「調整」、「生活支援」、「意見具申」	
90 周年 (平成 19 年)	民生委員制度創設 90 周年活動強化方策 「ひろげよう 地域に根ざした 思いやり」 —100 周年に向けた民生委員・児童委員行動宣言	○活動強化方策 (1) 気がかりな人や身近に頼る人がいない地域住民を発見し、 進んで声をかけ、相談にのり、福祉サービスにつなぎ、 見守るなど継続して支援します。 (2) 地域住民の立場に立って、個人の秘密を守り、誠意をもって活動します。 (3) 地域福祉の担い手として、地域を耕し、専門職や福祉の実践者などとともに協働します。	

重点活動		成果等
	(1) しあわせを高める運動の強化推進 (2) 心配ごと相談所の普及充実 (3) 社会福祉モニター活動の展開 (4) 出かせぎ者、勤労青少年と家庭をむすぶ運動の展開 (5) 子どもを事故から守る運動の展開 (6) 共同募金運動の強化推進	・半世紀にわたる先輩たちの努力やめざしたものを再確認するとともに、新たな活動の方向づけをした。 ・モニター調査の実践として、わが国初の「居宅ねたきり老人実態調査」(名称は当時)を実施、社会的にも大きく取り上げられ、在宅福祉充実にもつながった。 ・委員個人の活動から民児協活動の重視を打ち出した点で大きな意味をもった。
	(1) 在宅福祉のための個別援助活動とネットワークの強化(個別活動の展開) (2) 福祉のまちづくり運動の促進(環境制度の改善整備)	・戦後30年間の民生委員活動の総括とともに、転換期にある福祉制度のなかで、民生委員活動の方向性を示したものとなった。 ・民生委員活動の3原則を明確にした。 ・活動として在宅福祉の重視を掲げた。 ・今日に続く、「民生委員の日」、「活動強化週間」の制定を打ち出し、民生委員・児童委員に関する社会的周知活動の重要性を指摘した。 ・民児協組織による活動を重視し、単位民児協の基盤整備を提示した。
	(1) 個別援助活動の強化 (2) 在宅援助のためのネットワークづくり (3) 福祉のまちづくりへの協力	・60周年方策では5つであった「民生委員活動のはたらき」を7つに改めた。 ・重点活動において、「ネットワークづくり」「福祉のまちづくり」を打ち出した。この方策を踏まえ、各地で社協とも連携した小地域活動が積極的に展開されることとなった。
	(1) 個別援助活動の強化 (2) 在宅支援をすすめるネットワークづくり(見守りと支援のための連携体制) (3) 福祉のまちづくり (4) 子育て環境の整備、児童委員活動の推進 (5) 協働活動の積極的展開 (6) 民児協の機能強化	・民生委員法の規定を踏まえ、民生委員が守るべき「基本姿勢」をあらためて明確にした。 ・活動の方向性については、70周年の活動強化方策を踏襲しつつ、新たに「子育て環境の整備」以下、3つを加えた。 ・とくに子育て環境の整備は、民生委員が児童委員であることをあらためて明確にするとともに、各委員の意識づけにつながった。 ・ボランティアやNPOをはじめ、地域において福祉の多様な担い手が登場する時期であり、「協働」を重視すべきことを掲げた。
	○行動宣言 (1) 安心して住み続けることができる地域社会づくりに貢献します (2) 地域社会での孤立・孤独をなくす運動を提案し行動します (3) 児童虐待や犯罪被害などから子どもを守る取り組みを進めます (4) 多くの福祉課題を抱える生活困難家庭に粘り強く接し、地域社会とのつなぎ役を務めます (5) 日頃の活動を活かし、災害時に要援護者の安否確認を行ないます	・「活動強化方策」と分けて、喫緊の重点課題を「行動宣言」として定めた。これは住民が直面する喫緊の課題に民生委員や民児協がいかに取り組むかを示したものの。 ・従前盛り込まれていた「基本姿勢」や「活動原則」等については、あらためては盛り込まれなかった。 ・「行動宣言」に掲げられたテーマは、その後、生活困窮者自立支援制度の創設や改正災害対策基本法といった、公的な制度につながるものともなった。

参考 2 民生委員・児童委員の活動件数等の推移

※厚生労働省「福祉行政報告例」に基づき作成

1. 活動件数、活動日数等（総数および委員1人あたり）

（1）全民生委員・児童委員（区域担当委員＋主任児童委員）

	平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
委員定数 (年度末現在)	229,923	232,092	232,094	231,905	230,339	233,526	233,911	236,272	236,296	236,490
委員現員数 (同)	226,821	227,287	228,427	228,728	225,247	229,510	230,199	230,060	231,339	231,689
定員充足率%	98.7	97.9	98.4	98.6	97.8	98.3	98.4	97.4	97.9	98.0

相談・支援 件数	一人あたり 件数	34.8	33.6	32.4	33.0	31.7	31.0	31.2	29.2	27.9	27.6
	全体件数	7,904,435	7,647,772	7,410,785	7,547,924	7,136,055	7,108,207	7,172,257	6,714,349	6,465,231	6,391,465
その他の 活動件数	一人あたり 件数	102.5	105.4	110.1	109.9	108.9	115.7	115.9	113.9	117.2	117.1
	全体件数	23,253,703	23,964,402	25,149,067	25,132,062	24,518,355	26,545,304	26,681,004	26,198,777	27,122,151	27,135,458
合計活動 件数	一人あたり 件数	137.4	139.1	142.5	142.9	140.5	146.6	147.1	143.1	145.2	144.7
	全体件数	31,158,138	31,612,174	32,559,852	32,679,986	31,654,410	33,653,511	33,853,261	32,913,126	33,587,382	33,526,923

訪問 回数	一人あたり 回数	134.8	139.5	145.1	146.3	151.0	161.3	165.3	161.6	167.1	166.2
	全体回数	30,586,778	31,710,157	33,134,827	33,464,909	34,010,385	37,029,706	38,053,404	37,173,214	38,648,913	38,504,881

活動 日数	一人あたり 日数	122.0	123.8	125.7	127.9	127.4	129.9	132.1	130.7	131.6	131.4
	全体日数	27,677,977	28,138,619	28,707,471	29,244,916	28,686,287	29,820,459	30,416,952	30,063,974	30,443,543	30,451,294

注）平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県（盛岡市以外）、宮城県の一部、福島県（郡山市、いわき市以外）を除いて集めた数値。

(2) 主任児童委員((1)の内数)

	平成 18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
委員定数 (年度末現在)	21,194	21,447	21,445	21,432	21,268	21,603	21,610	21,801	21,803	21,812
委員現員数 (同)	20,894	20,971	21,100	21,121	20,784	21,225	21,279	21,281	21,414	21,434
定員充足率%	98.6	97.8	98.4	98.5	97.7	98.3	98.5	97.6	98.2	98.3

相談・支援件数	一人あたり 件数	29.0	28.0	28.0	28.5	27.5	26.7	27.5	26.1	24.8	24.8
	全体件数	606,714	587,191	591,170	601,821	570,729	566,497	584,427	555,417	531,151	531,051
その他の活動件数	一人あたり 件数	87.7	88.7	92.3	94.4	95.1	96.7	101.6	100.4	103.4	103.7
	全体件数	1,832,412	1,860,281	1,948,359	1,993,211	1,977,125	2,052,777	2,160,957	2,136,522	2,214,411	2,223,659
合計活動件数	一人あたり 件数	116.7	116.7	120.4	122.9	122.6	123.4	129.0	126.5	128.2	128.5
	全体件数	2,439,126	2,447,472	2,539,529	2,595,032	2,547,854	2,619,274	2,745,384	2,691,939	2,745,562	2,754,710

訪問回数	一人あたり 回数	24.6	25.3	25.8	28.1	29.6	29.1	30.1	29.6	31.6	29.5
	全体回数	513,442	531,123	545,173	592,713	615,126	617,055	641,346	630,017	675,857	632,812

活動日数	一人あたり 日数	102.6	104.2	106.9	110.2	109.9	112.9	114.3	113.1	120.4	116.0
	全体日数	2,143,735	2,184,453	2,256,282	2,328,029	2,283,199	2,396,460	2,432,237	2,407,889	2,578,297	2,486,117

注) 平成 22 年度は、東日本大震災の影響により、岩手県（盛岡市以外）、宮城県の一部、福島県（郡山市、いわき市以外）を除いて集めた数値。

2. 「相談・支援活動」の分野別、区分別の件数推移

(1) 全民生委員・児童委員(区域担当委員＋主任児童委員)

分野別件数

上段：件数、下段：総数に占める割合（％）

分 野	平成 18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
高齢者	4,233,952 53.6	4,142,161 54.2	3,991,462 53.9	4,091,940 54.2	3,924,721 55.0	3,935,535 55.4	3,973,985 55.4	3,736,263 55.6	3,624,188 56.1	3,597,892 56.3
障がい者	552,235 7.0	511,607 6.7	472,935 6.4	470,863 6.2	417,301 5.8	404,946 5.7	402,484 5.6	356,457 5.3	331,059 5.1	320,054 5.0
子ども	1,579,614 20.0	1,523,847 19.9	1,523,801 20.6	1,540,757 20.4	1,440,526 20.2	1,426,939 20.1	1,461,020 20.4	1,371,903 20.4	1,330,896 20.6	1,335,261 20.9
その他	1,538,634 19.5	1,470,157 19.2	1,422,587 19.2	1,444,364 19.1	1,353,507 19.0	1,340,787 18.9	1,334,768 18.6	1,249,726 18.6	1,179,088 18.2	1,138,258 17.8
総 数	7,904,435 100.0	7,647,772 100.0	7,410,785 100.0	7,547,924 100.0	7,136,055 100.0	7,108,207 100.0	7,172,257 100.0	6,714,349 100.0	6,465,231 100.0	6,391,465 100.0

区分別件数

上段：件数、下段：総数に占める割合（％）

分 野	平成 18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
在宅福祉	1,086,994 13.8	1,000,471 13.1	874,526 11.8	832,248 11.0	760,022 10.7	708,174 10.0	674,161 9.4	613,419 9.1	561,239 8.7	514,615 8.1
介護保険	337,408 4.3	299,477 3.9	270,504 3.7	259,553 3.4	239,054 3.3	233,350 3.3	226,442 3.2	205,403 3.1	196,544 3.0	183,707 2.9
健康・保健医療	670,651 8.5	635,945 8.3	585,734 7.9	578,173 7.7	535,057 7.5	510,269 7.2	507,114 7.1	473,361 7.0	454,595 7.0	449,960 7.0
子育て・母子保健	268,374 3.4	249,504 3.3	254,311 3.4	258,266 3.4	246,357 3.5	243,681 3.4	246,147 3.4	230,171 3.4	218,313 3.4	210,264 3.3
子どもの地域生活	686,308 8.7	669,982 8.8	665,351 9.0	675,074 8.9	625,332 8.8	612,986 8.6	629,116 8.8	590,802 8.8	568,767 8.8	571,720 8.9
子どもの教育・ 学校生活	478,187 6.0	455,903 6.0	444,696 6.0	446,888 5.9	415,884 5.8	411,589 5.8	422,514 5.9	393,011 5.9	379,212 5.9	380,824 6.0
生活費	386,322 4.9	356,212 4.7	351,751 4.7	365,728 4.8	309,413 4.3	286,337 4.0	280,206 3.9	227,135 3.4	210,625 3.3	191,531 3.0
年金・保険	85,686 1.1	89,772 1.2	97,156 1.3	77,213 1.0	60,773 0.9	54,955 0.8	49,880 0.7	45,894 0.7	44,054 0.7	40,632 0.6
仕事	96,681 1.2	87,995 1.2	82,059 1.1	90,710 1.2	77,425 1.1	71,330 1.0	67,370 0.9	60,156 0.9	53,475 0.8	52,546 0.8
家族関係	302,288 3.8	278,835 3.6	265,616 3.6	264,751 3.5	243,525 3.4	236,187 3.3	228,672 3.2	212,346 3.2	203,630 3.1	196,025 3.1
住居	153,304 1.9	138,367 1.8	131,745 1.8	127,973 1.7	125,711 1.8	128,971 1.8	118,678 1.7	108,156 1.6	104,671 1.6	101,239 1.6
生活環境	318,182 4.0	309,512 4.0	305,818 4.1	314,272 4.2	310,768 4.4	319,125 4.5	314,256 4.4	293,705 4.4	288,875 4.5	284,188 4.4
日常的な支援	1,443,449 18.3	1,460,075 19.1	1,500,806 20.3	1,620,074 21.5	1,576,992 22.1	1,627,184 22.9	1,707,265 23.8	1,633,108 24.3	1,579,873 24.4	1,619,957 25.3
その他	1,590,601 20.1	1,615,722 21.1	1,580,712 21.3	1,637,001 21.7	1,609,742 22.6	1,664,069 23.4	1,700,436 23.7	1,627,682 24.2	1,601,358 24.8	1,594,257 24.9
総 数	7,904,435 100.0	7,647,772 100.0	7,410,785 100.0	7,547,924 100.0	7,136,055 100.0	7,108,207 100.0	7,172,257 100.0	6,714,349 100.0	6,465,231 100.0	6,391,465 100.0

注）平成 22 年度は、東日本大震災の影響により、岩手県（盛岡市以外）、宮城県の一部、福島県（郡山市、いわき市以外）を除いて集した数値。

(2)主任児童委員((1)の内数)

分野別件数

上段：件数、下段：総数に占める割合（％）

分 野	平成 18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
高齢者	47,167 7.8	51,013 8.7	53,381 9.0	55,605 9.2	55,356 9.7	52,186 9.2	57,687 9.9	53,395 9.6	51,300 9.7	52,985 10.0
障がい者	19,552 3.2	18,821 3.2	17,234 2.9	18,570 3.1	16,796 2.9	16,451 2.9	16,986 2.9	15,515 2.8	14,931 2.8	14,509 2.7
子ども	472,407 77.9	450,976 76.8	456,464 77.2	463,504 77.0	434,617 76.2	436,471 77.0	445,335 76.2	424,835 76.5	408,095 76.8	407,032 76.6
その他	67,588 11.1	66,381 11.3	64,091 10.8	64,142 10.7	63,960 11.2	61,389 10.8	64,419 11.0	61,672 11.1	56,825 10.7	56,525 10.6
総 数	606,714 100.0	587,191 100.0	591,170 100.0	601,821 100.0	570,729 100.0	566,497 100.0	584,427 100.0	555,417 100.0	531,151 100.0	531,051 100.0

区分別件数

上段：件数、下段：総数に占める割合（％）

分 野	平成 18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
在宅福祉	10,290 1.7	10,379 1.8	10,079 1.7	9,202 1.5	8,865 1.6	8,663 1.5	8,938 1.5	7,947 1.4	7,357 1.4	6,554 1.2
介護保険	3,691 0.6	3,549 0.6	3,287 0.6	3,189 0.5	3,076 0.5	2,682 0.5	3,126 0.5	3,053 0.5	3,032 0.6	2,682 0.5
健康・保健医療	11,350 1.9	11,465 2.0	11,908 2.0	11,676 1.9	10,832 1.9	10,844 1.9	10,524 1.8	10,779 1.9	10,285 1.9	10,039 1.9
子育て・母子保健	103,824 17.1	96,331 16.4	99,919 16.9	104,005 17.3	100,168 17.6	99,951 17.6	102,746 17.6	100,869 18.2	97,469 18.4	94,377 17.8
子どもの地域生活	162,124 26.7	155,072 26.4	156,432 26.5	157,145 26.1	144,401 25.3	145,277 25.6	150,386 25.7	138,422 24.9	131,831 24.8	130,782 24.6
子どもの教育・ 学校生活	175,878 29.0	169,110 28.8	168,021 28.4	171,244 28.5	159,756 28.0	158,477 28.0	162,868 27.9	152,047 27.4	148,866 28.0	150,264 28.3
生活費	6,286 1.0	6,454 1.1	6,370 1.1	6,206 1.0	5,456 1.0	5,184 0.9	5,057 0.9	4,862 0.9	4,446 0.8	4,391 0.8
年金・保険	1,458 0.2	1,548 0.3	1,992 0.3	1,649 0.3	1,304 0.2	1,187 0.2	1,227 0.2	1,220 0.2	1,164 0.2	1,052 0.2
仕事	3,713 0.6	3,353 0.6	3,464 0.6	3,767 0.6	3,677 0.6	3,852 0.7	4,105 0.7	3,786 0.7	3,317 0.6	3,181 0.6
家族関係	16,824 2.8	15,524 2.6	14,403 2.4	15,327 2.5	14,450 2.5	12,946 2.3	12,803 2.2	12,052 2.2	11,233 2.1	11,661 2.2
住居	2,528 0.4	2,063 0.4	1,891 0.3	1,959 0.3	2,151 0.4	2,180 0.4	2,133 0.4	1,928 0.3	1,772 0.3	1,946 0.4
生活環境	9,365 1.5	9,129 1.6	9,008 1.5	9,604 1.6	9,587 1.7	8,951 1.6	8,171 1.4	7,661 1.4	6,708 1.3	7,069 1.3
日常的な支援	37,850 6.2	40,829 7.0	44,402 7.5	45,499 7.6	44,518 7.8	45,181 8.0	48,223 8.3	48,757 62034.0	44,359 8.4	49,395 9.3
その他	61,533 10.1	62,385 10.6	59,994 10.1	61,349 10.2	62,488 10.9	61,122 10.8	64,120 11.0	62,034 11.2	59,312 11.2	57,658 10.9
総 数	606,714 100.0	587,191 100.0	591,170 100.0	601,821 100.0	570,729 100.0	566,497 100.0	584,427 100.0	555,417 100.0	531,151 100.0	531,051 100.0

注）平成 22 年度は、東日本大震災の影響により、岩手県（盛岡市以外）、宮城県の一部、福島県（郡山市、いわき市以外）を除いて集した数値。

3. 「その他の活動」、「訪問・連絡活動」の内容別の件数推移

(1) 全民生委員・児童委員(区域担当委員＋主任児童委員)

その他の活動

上段：件数、下段：総数に占める割合（％）

活動内容	平成 18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
調査・実態把握	4,466,976 19.2	4,764,517 19.9	5,502,790 21.9	4,872,868 19.4	4,869,915 19.9	6,092,472 23.0	5,453,239 20.4	5,045,794 19.3	5,807,172 21.4	5,423,084 20.0
行事・事業・会議 への参加協力	5,959,011 25.6	5,997,139 25.0	6,010,979 23.9	6,122,288 24.4	5,742,074 23.4	6,015,911 22.7	6,174,575 23.1	6,083,672 23.2	6,176,423 22.8	6,196,597 22.8
地域福祉活動・ 自主活動	7,375,157 31.7	7,430,698 31.0	7,882,709 31.3	8,229,467 32.7	7,922,487 32.3	8,426,269 31.7	8,852,668 33.2	8,612,930 32.9	8,860,567 32.7	9,193,647 33.9
民児協運営・研修	4,688,848 20.2	5,065,405 21.1	5,034,618 20.0	5,203,927 20.7	5,328,874 21.7	5,366,564 20.2	5,604,810 21.0	5,900,701 22.5	5,754,672 21.2	5,840,818 21.5
証明事務	636,278 2.7	588,413 2.5	584,261 2.3	590,231 2.3	552,945 2.3	537,489 2.0	506,940 1.9	470,494 1.8	435,645 1.6	403,427 1.5
要保護児童の 発見の通告・仲介	127,433 0.5	118,230 0.5	133,710 0.5	113,281 0.5	102,060 0.4	106,599 0.4	88,772 0.3	85,186 0.3	87,672 0.3	77,885 0.3
総 数	23,253,703 100.0	23,964,402 100.0	25,149,067 100.0	25,132,062 100.0	24,518,355 100.0	26,545,304 100.0	26,681,004 100.0	26,198,777 100.0	27,122,151 100.0	27,135,458 100.0

訪問回数

上段：件数、下段：総数に占める割合（％）

区分	平成 18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
訪問・連絡活動	19,096,650 62.4	19,694,412 62.1	20,410,573 61.6	20,716,138 61.9	21,456,275 63.1	23,003,343 62.1	23,608,878 62.0	23,378,075 62.9	24,070,813 62.3	23,927,700 62.1
その他	11,490,128 37.6	12,015,745 37.9	12,724,254 38.4	12,748,771 38.1	12,554,110 36.9	14,026,363 37.9	14,444,526 38.0	13,795,139 37.1	14,578,100 37.7	14,577,181 37.9
総 数	30,586,778 100.0	31,710,157 100.0	33,134,827 100.0	33,464,909 100.0	34,010,385 100.0	37,029,706 100.0	38,053,404 100.0	37,173,214 100.0	38,648,913 100.0	38,504,881 100.0

注）平成 22 年度は、東日本大震災の影響により、岩手県（盛岡市以外）、宮城県の一部、福島県（郡山市、いわき市以外）を除いて集した数値。

(2) 主任児童委員((1)の内数)

その他の活動

上段：件数、下段：総数に占める割合（％）

活動内容	平成 18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
調査・実態把握	89,196 4.9	91,154 4.9	97,202 5.0	97,224 4.9	100,993 5.1	107,130 5.2	104,732 4.8	98,824 4.6	118,533 5.4	110,574 5.0
行事・事業・会議 への参加協力	604,014 33.0	597,014 32.1	621,525 31.9	629,632 31.6	613,898 31.1	636,060 31.0	685,329 31.7	656,642 30.7	674,102 30.4	677,120 30.5
地域福祉活動・ 自主活動	672,168 36.7	679,012 36.5	728,831 37.4	757,673 38.0	735,441 37.2	780,417 38.0	824,743 38.2	808,312 37.8	845,873 38.2	860,382 38.7
民児協運営・研修	444,606 24.3	472,994 25.4	479,868 24.6	487,243 24.4	504,813 25.5	509,106 24.8	527,126 24.4	554,996 26.0	556,186 25.1	558,606 25.1
証明事務	6,981 0.4	7,227 0.4	7,415 0.4	8,590 0.4	8,966 0.5	7,698 0.4	8,391 0.4	7,444 0.3	8,311 0.4	7,382 0.3
要保護児童の 発見の通告・仲介	15,447 0.8	12,880 0.7	13,518 0.7	12,849 0.6	13,014 0.7	12,366 0.6	10,636 0.5	10,304 0.5	11,406 0.5	9,595 0.4
総 数	1,832,412 100.0	1,860,281 100.0	1,948,359 100.0	1,993,211 100.0	1,977,125 100.0	2,052,777 100.0	2,160,957 100.0	2,136,522 100.0	2,214,411 100.0	2,223,659 100.0

訪問回数

上段：件数、下段：総数に占める割合（％）

区分	平成 18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
訪問・連絡活動	328,830 64.0	327,062 61.6	343,185 62.9	379,884 64.1	377,293 61.3	384,966 62.4	406,313 63.4	395,323 62.7	423,450 62.7	397,166 62.8
その他	184,612 36.0	204,061 38.4	201,988 37.1	212,829 35.9	237,833 38.7	232,089 37.6	235,033 36.6	234,694 37.3	252,407 37.3	235,646 37.2
総 数	513,442 100.0	531,123 100.0	545,173 100.0	592,713 100.0	615,126 100.0	617,055 100.0	641,346 100.0	630,017 100.0	675,857 100.0	632,812 100.0

注）平成 22 年度は、東日本大震災の影響により、岩手県（盛岡市以外）、宮城県の一部、福島県（郡山市、いわき市以外）を除いて集めた数値。

参考 3 関係法令（抜粋）

民生委員法

第14条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
 - 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
 - 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 四 社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- 2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

第15条 民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

第24条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

- 一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
 - 二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
 - 三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
 - 四 必要な資料及び情報を集めること。
 - 五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の習得をさせること。
 - 六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。
- 2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。
- 3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。
- 4 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる。

児童福祉法

第16条 市町村の区域に児童委員を置く。

- 2 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。
- 3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。
- 4 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によつて行う。

第17条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
 - 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営業者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
 - 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- 2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
- 3 前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
- 4 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

第18条 市町村長は、前条第一項又は第二項に規定する事項に関し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。

- 2 児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。
- 3 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。
- 4 児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる。

児童委員の活動要領

第4 児童委員協議会

児童委員相互の連携の強化及び任務の遂行に必要な知識、技術の向上を図るため、民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会とともに児童委員協議会を組織するとともに、具体的事例に即した事例研究等を行い、その資質の向上を図るなど、その活動の充実強化を図る。

児童委員協議会は、児童委員相互の連絡をはかり、児童福祉のため各種の協議を行うために、民生委員協議会の開催と同時に開催することが望ましい。

民生委員制度創設 100 周年活動強化方策 ～人びとの笑顔、安全、安心のために～

平成 29 年 7 月

全国民生委員児童委員連合会

(事務局) 〒 100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
社会福祉法人全国社会福祉協議会民生部内
Tel 03-3581-6747 fax 03-3581-6748

